

令和6年12月2日（月曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 影 山 孝 男	2 番 三 瓶 一 壽	3 番 大 内 広 信
5 番 山 崎 ふじ子	6 番 石 井 一 正	7 番 小 林 孝
8 番 松 村 妙 子	9 番 三 瓶 文 博	10 番 篠 崎 聡
11 番 橋 本 善一郎	12 番 佐久間 正 俊	13 番 影 山 常 光
14 番 遠 藤 亮 子	15 番 鈴 木 利 一	16 番 影 山 初 吉

2 欠席議員は次のとおりである。

4 番 佐 藤 弘

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 荒井 公秀	書記 橋本 和宜
	書記 佐藤 祐梨子

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	伊 藤 朗

総 務 課 長	宮 本 久 功	財 務 課 長	菊 田 誠 子
企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳	住 民 課 長	佐久間 島 宏
税 務 会 計 課 長	今 泉 喜 徳	保 健 福 祉 課 長	影 山 清 夫
子 育 て 支 援 課 長	大 内 広 三	産 業 課 長	遠 藤 晃
建 設 課 長	新 野 恭 朗	企 業 局 長	伊 藤 晴 之
教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	藤 井 康
生 涯 学 習 課 長	嶋 原 健 二		

農 業 委 員 会 会 長	橋 本 正 亀
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	鈴 木 輝 夫
-------------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和6年12月2日（月曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議日程の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第54号 小学校教師用教科書・指導書等買入れの追認について
- 第 5 議案第55号 町道路線の認定について
- 第 6 議案第56号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 7 議案第57号 三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第58号 三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の

利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第 5 9 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

第 1 0 議案第 6 0 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

第 1 1 議案第 6 1 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て

第 1 2 議案第 6 2 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

第 1 3 議案第 6 3 号 三春の里農業公園条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 4 議案第 6 4 号 令和 6 年度三春町一般会計補正予算（第 6 号）について

第 1 5 議案第 6 5 号 令和 6 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につい
て

第 1 6 議案第 6 6 号 令和 6 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 2 号）
について

第 1 7 議案第 6 7 号 令和 6 年度三春町病院事業会計補正予算（第 1 号）について

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前 1 0 時 0 0 分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 おはようございます。

ただ今出席している議員は 1 5 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 6 年
三春町議会定例会 1 2 月会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載したとおりでございます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、7 番小林孝議員、8 番松村妙子議員の両
名を指名します。

…………… 会議日程の決定 ……………

○議長 日程第 2、会議日程の決定を議題とします。

お諮りします。定例会 1 2 月会議の日程は本日より 1 2 月 6 日までの 5 日間にしたいと思いま
すが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、定例会 1 2 月会議の日程は、本日から 1 2 月 6 日までの 5 日間に決定いたしました。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出
の写しのとおりであります。

また、監査委員より令和 6 年度第 6 回、第 7 回、第 8 回の出納検査報告及び定期監査の結果報告

があり、その写しを掲載しましたので了承願います。

……………・議案の上程……………

○議長 日程第4、議案第54号「小学校教師用教科書・指導書等買入れの追認について」から日程第13、議案第63号「三春の里農業公園条例の一部を改正する条例の制定について」までの10件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。議会定例会12月会議の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

はじめに、岩江こども園の整備についてであります。過日、園舎が完成し引き渡しを受けました。無事故で施工いただいた工事関係者の皆さまに、改めて御礼を申し上げます。引き続き、関連工事等を進め、予定どおり来春の開園を迎えたいと考えております。

地域の子育て支援の拠点として、子どもと保護者に寄り添い、一人ひとりの子どもを大切にする育児担当制保育を採用しているところが特徴であり、0歳からの入園が可能となっております。近隣には小・中学校もありますので、若い世代の移住に期待したいと思います。

次に、公共交通実証プロジェクトについてであります。

公共交通の利便性の向上を図るため、交通事業者と連携を図り、自宅から目的地までいわゆるドア・ツー・ドアによる新たな仕組みとして、町内乗り放題の月定額乗合制タクシーの実証運行を行っております。この実証事業を通じて町民の移動状況を検証し、次の施策に繋げて参りたいと考えております。町民の皆さまには、この機会に是非お試しいただき、感想などお寄せいただければと思います。

次に、アウトドア・アクティビティ拠点施設の整備についてであります。アウトドア・アクティビティの拠点となる施設整備については、今年度中の完成を目指して参ります。また、キャンプやカヤックを楽しめる場所の整備についても、福島県内で初めてとなる河川敷地の利用に係る「都市・地域再生等利用区域」の指定を受け、整備に向けた取組を進めているところであります。

あらためて、三春の里田園生活館周辺に魅力的な賑わいの場を創出し、より多くの方々に三春町に訪れていただき、その効果が町全体に及ぶよう、関係機関とも連携し、様々な取組を進めていきたいと考えております。

三春町は、昭和30年4月の合併から、来年で合併70年の節目を迎えることになります。人口が増え、経済規模が拡大する右肩上がりの時代は終わり、人口が減り、少子高齢化が進む時代を迎えていますが、こうした時代のなかでも、三春町として持続した行政運営が可能となるよう、現在、第8次の長期計画を取りまとめているところであります。

先ほど申し上げた事業なども含め、様々な関係者が将来を見据え、これからのまちづくりの方向性を共有し、創意工夫のもとに協働した取組を進めていくことが、今後、ますます重要になってくるものと認識しております。できる限り早期に第8次の長期計画をお示しし、70周年の節目の年に、希望あるまちづくりを進められるよう対応して参りたいと考えております。

最後に、今年も年末を迎え、この1年間、議会をはじめ、多くの町民の方々にご支援・ご協力を賜りましたことに対し、改めて心より感謝申し上げます。

それでは、今定例会に提案しました議案につきまして、その概要を説明いたします。

財産の取得の追認に係る議案が1件、町道路線の認定に係る議案が1件、条例の制定に係る議案が1件、条例の一部改正に係る議案が7件、補正予算に係る議案が4件で、合計14議案を提案させていただきます。それらの説明につきましては、配布いたしました議案書・議案説明書のとおりであります。慎重に審議されまして、全議案可決いただきますよう、お願いを申し上げます。

..... 議案の質疑

○議長 ただいま議題となっております10件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております10件については、掲載した議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第54号から日程第13、議案第63号までの10件は、掲載した議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に日程第14、議案第64号「令和6年度三春町一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

議案の説明を求めます。

菊田財務課長。

○財務課長 それでは議案書の方をお開きいただきたいと思います。

令和6年度三春町一般会計補正予算（第6号）についてになります。

第1条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,595万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ97億5,555万2,000円としようとするものでございます。

第2条債務負担行為の補正、第3条地方債の補正を今回計上しております。

5ページまでお進みください。第2表、債務負担行為の補正。追加になります。

事項は標準化庁内ネットワーク機器購入。期間は令和7年度。限度額が341万6,000円。こちらは令和7年度の標準準拠システムへの移行に伴い、標準化対応サーバーを政府共通のガバメントクラウドで接続するためのネットワーク機器の購入になります。令和6年度から7年度と年度を跨ぐ契約を締結するための設定になります。

続いて6ページに移ります。第3表、地方債の補正になります。

補正前の合計額9億5,171万5000円から2,500万ほど減額して9億2,591万5,000円と地方債を補正するもので、内容については歳入歳出の事業費の中で説明していきたいと思います。

では10ページまでお進みください。

2 歳入。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、2節戸籍住民基本台帳費国庫補助金。マイナンバーカード交付事務費補助金で45万円の増。こちら補助率10分の10の補助金でございまして、歳出のマイナンバーカード交付事務費の補正増に合わせて、補助金も増額するものです。

4節情報システム費国庫補助金、デジタル基盤改革支援補助金。509万1,000円の増。こちらも補助率10分の10で、システムの標準化により必要となるガバメントクラウド環境構築業務の委託分の補助金になります。

2目民生費国庫補助金、3節児童福祉総務費国庫補助金、こども政策推進事業費補助金22万5,000円の減。こちらはこども計画の策定事業に関する補助金になりまして、交付額の決定によるものでございます。

3目衛生費国庫補助金、2節母子保健費国庫補助金。子ども・子育て支援交付金、利用者

支援事業で1,049万円の増。こちらは補助申請額の増によるもので、虐待防止補助金分の組み替えですとか、基準単価が見直されて増額したものによるものでございます。

児童虐待防止対策等総合支援事業補助金、52万1,000円の減。こちら廃止に伴いまして、上記の利用者支援事業の方に補助金は統合されております。

1か月児及び5歳児健康診査支援事業補助金、25万9,000円の減。こちらは医師による実施が必要ということで、補助要件が満たさないものですから対象外となったものでございます。

5目土木費国庫補助金、2節橋梁維持費国庫補助金、道路メンテナンス事業補助金は52万8,000円の減。交付金の確定によるもので、補助率が減少したことによる減額になります。

6目教育費国庫補助金、3節幼稚園費国庫補助金。こちら組み替えになりますが、教育支援体制整備事業費交付金で71万8,000円を減額しまして、新たに医療的ケア児等総合支援事業費補助金、こちら39万6,000円の方に計上しております。補助割合が良いものに変更したということで、こちらは中郷幼稚園の医療的ケア児看護職員配置に対する補助金になります。

7目農林水産業費国庫補助金、1節農業総務費国庫補助金。こちら新規の補助金として、国内肥料資源利用拡大対策事業補助金1,613万2,000円。こちらは当初に計上しておりました、堆肥センターの増設工事に係る補助金になります。補助率は2分の1になっております。

15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、3節母子保健費県補助金。子ども・子育て支援交付金、利用者支援事業で262万3,000円の増。こちら国庫の補助金同様で、補助申請額の増によるものでございます。

4目農林水産業費県補助金、2節農業振興費県補助金。環境保全型農業直接支払交付金4,000円の減。交付額の確定によるものでございます。

6目土木費県補助金、3節道路維持費県補助金。新規の補助金で、うつくしま、エコ・リサイクル製品地域利用事業費補助金125万円の増。こちら道路整備に向けたエコ・リサイクル製品の購入に対する補助金で、補助率は2分の1になっております。

11ページです。

7目教育費県補助金、3節幼稚園費県補助金。こちら新規の補助金で教育支援体制整備事業費交付金39万5,000円。こちらは岩江こども園のパソコンの購入に対する補助金になっております。

3項県委託金、3目衛生費県委託費、3節合併処理浄化槽費県委託金。うつくしま権限移譲交付金、浄化槽の分で3万3,000円の減。こちらは交付の実績によるものです。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金が6,982万1,000円の増。こちら歳入歳出で不足分を財政調整基金から取り崩して繰り入れるものでございます。

5目森林環境譲与税基金繰入金。110万5,000円の増。これは対象事業費の増によるもので、繰入金を増するものでございます。

20款諸収入、5項雑入、6目雑入、4節農林水産業費雑入。こちら中山間地域等直接支払交付金返還金、多目的機能支払交付金返還金。どちらも過年度の交付金の決定によりまして、地区の方から返還していただく交付金になります。

21款町債、1項町債、4目農林水産業債、1節農業総務債。こちらは堆肥センターの増設工事に係る起債でございまして、先ほど国庫補助金を新たに活用ということで、そちらの

事業債の種別を組みかえるものでございます。

6目土木債、2節橋梁維持債。三春駅の歩道橋補修工事、470万円の増。こちらも国庫補助金の確定によりまして補助率が減少したため、起債の対象事業費が増となったものでございます。

12ページになります。

7目消防債、1節消防施設整備債。緊急防災・減災事業債ですが、こちらは工事費の見込みが増となったものと、備品購入費の事業費が確定によるもので、合わせて増減したものでございます。

続きまして13ページ。

3歳出になります。

歳出については、県の人事委員会勧告を踏まえた給与表及び期末手当等の支給率の改定による人件費の補正が主なものでして、各科目の人件費の説明は省略させていただきます。

今回改定に係る人件費については、一般会計総額で6,511万8,000円の増となっております。

それでは2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の14ページになります。7節報償費。式典事業で各種功労者報償と式典司会・伴奏報償。こちらは事業費の確定によるもので、減額するものでございます。

8節旅費。一般行政費で、普通旅費。こちら今後の旅費の見込みによる増額でございます。

2目文書広報費、10節需用費・12節委託料。それぞれ橋本勝也選手の号外の印刷ですとか、特集記事の分の委託業務。こちらの方を先払いしたため、不足分を今回補正増するものでございます。

4目会計管理費。

15ページになります。

10節需用費、印刷製本費5万1,000円については、令和7年4月からこども園が追加されまして、町税等の口座振替利用申込書様式が変更されるため、印刷製本費を計上しております。

13節使用料及び賃借料。パソコンバンキング接続回線利用料1万6,000円の増。こちらも令和6年11月から利用料が改定になったため、不足分を増額するものでございます。

5目財産管理費、10節需用費。修繕料ということで庁用自動車管理費になりますが、町バスですとか、共用車の修繕料が不足するため補正するものでございます。

16ページになります。

7目情報システム費、12節委託料。こちらについては、減額についてはすべて契約額の確定に伴う減額になっております。

ガバメントクラウド接続環境構築業務509万2,000円。こちらは令和7年度の自治体情報システム標準化に向け、基幹系システムを政府共通のガバメントクラウドへ接続するための委託業務の経費になります。

TASK用ノートパソコン設定業務67万4,000円の増。こちらはパソコンでTASKシステムを使用できるように設定する業務でございます。

13節使用料及び賃借料。こちらについては、契約額の確定に伴う増減になっております。

17節備品購入費。庁舎内LAN費として、事務用パソコン購入費。こちら契約額確定に伴う減額で42万2,000円の減。

岩江こども園用のパソコン購入費で111万8,000円。こちらはパソコン4台とソフ

トの購入費になります。

行政システム費、T A S K用パソコン購入費で223万3,000円の増。

こちらはパソコン8台とソフトの購入費で、1月にリースが切れるということで今回購入するものでございます。

17ページになります。

11目諸費、7節報償費。全国大会等出場激励金13万5,000円の増。これまでの実績と今後の見込みを推計して増額とするものでございます。

22節償還金、利子及び割引料。こちらについてはすべて、過年度の国・県の補助金・交付金の実績に伴う返還金が生じたものを計上しております。

27節繰出金、放射性物質対策特別会計への繰出金で233万4,000円の減。こちらは放射特会の事業で、小中学生の甲状腺検査事業費が、実績の減によりまして繰出金も減少するものでございます。

続きまして、18ページになります。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費。

19ページになります。

7節報償費。マイナンバーカードの交付事務費ということで、マイナンバーカード施設職員代理申請報償12万4,000円の増。こちら当初見込んでいた人数よりも増えるということでの報償費の増になります。

11節役務費。住基ネット機器撤去及びデータ消去・廃棄手数料で5万5,000円。現在のリース機器が満了するもので、撤去やデータ消去に伴う手数料を計上しております。

12節委託料。耐ダンパー装置保守業務。データの暗号化等の関係を保護する装置の保守業務になります。63万5,000円の増です。

3款民生費、1項社会福祉費。続いて20ページになります。

5目後期高齢者医療費、18節負担金、補助及び交付金。令和5年度療養給付費負担金622万6,000円。こちらは負担金額の確定による追加納付になります。

21ページ。6目介護保険事業費、27節繰出金。介護保険特別会計への繰出金で、事務費・給与等の繰出分で16万8,000円の減。こちらは介護特会の人件費の減に対する繰出金の減になります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。

22ページになります。

10節需用費。地域子育てセンター事業の修繕料46万2,000円。こちらは設備点検によりまして、非常用照明設備ですとか誘導灯の修繕が必要となったもので、そちらの経費を計上するものでございます。

17節備品購入費。同じく地域子育て支援センター事業で消火器購入費9,000円。こちらも設備点検により交換が必要となった、消火器1本の購入費になります。

23ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費。

24ページになります。

3目母子保健費、11節役務費、一時預かり事業で手数料2万円。こちら職員の検便検査ですとかノロウイルス検査になりますが、回数の増ということで不足分を増額しております。

25ページ。5目合併処理浄化槽費、18節負担金、補助及び交付金。うつくしま権限移譲交付金、浄化槽事務で3万2,000円の減。こちらは県の交付金確定によりまして、町

から企業局への交付額を確定するものでございます。

6目三春病院費、18節負担金、補助及び交付金。三春病院事業負担金で262万9,000円。病院事業会計の方の漏水修繕工事等の経費に対する負担金になります。

26ページです。

6款農林水産業費、1項農業費で、27ページの3目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金。環境保全型農業直接支払交付金5,000円の減。こちらは交付額実績によるものです。

2項林業費、1目林業振興費、12節委託料。森林経営管理制度現地調査業務157万2,000円の増。こちら令和5年の意向調査の結果、実施箇所が増となったもので増額するものでございます。

14節工事請負費。ふくしま森林再生事業過足地区流水防止工事31万7,000円の増。令和4年度に実施した森林再生事業後、降雨時に水が山林から田んぼへ流出するようになったため、流れを変える補完工事を実施するものでございます。

7款商工費、1項商工費、2目観光振興費。

28ページになります。

10節需用費。消耗品費で59万4,000円の増。こちら令和7年度のプレ福島DCの経費でございまして、お客様を歓迎するためのおもてなしのフラッグの購入費です。街路灯に装飾するものでございます。

12節委託料。魅力発信テレビ放送業務で49万5,000円の増。こちら福島テレビの企画番組で、市町村ウィークということで3月下旬に1週間程度、三春町の情報を発信する企画がございまして、そちらの業務委託料になります。

こまりんバルーン製作業務で77万円。こちら福島DC関連で、お出迎え用の送風機付きのこまりん3mのバルーンを1体製作する業務でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費。

29ページになります。

18節負担金、補助及び交付金。こちらについては、負担金額の確定による増減でございます。

2目道路維持費と4目橋梁維持費。こちらについては財源の補正のみでございます。

4項都市計画費、3目公園緑地費。30ページになりますが、10節需用費。公衆トイレ等管理費で、光熱水費16万7,000円の増。こちら荒町公衆トイレの増分で、上下水道や電気料の不足分を計上しております。

9款消防費、1項消防費、3目消防施設整備費、17節備品購入費。こちらはポンプ積載車購入費等の事業費の確定による減額になります。

31ページ、10款教育費に移ります。

2項小学校費、1目学校管理費、12節の委託料。小学校管理費の委託料になりますが、31・32ページとそれぞれ各種の委託料の確定及び今後見込みによる増減になります。

17節備品購入費。岩江小学校において、令和7年4月から特別支援学級が1クラス増となるに伴う必要備品の購入費になります。電子黒板1機と、管理備品ということでジョイントマットやスクリーン、パーテーションなどの購入費になります。

2目教育振興費、10節需用費・13節使用料及び賃借料。こちらについては、授業料の確定及び今後の見込みによる減額になります。

17節備品購入費。パソコンのソフトウェアメーカー購入費ということで12万円。教

職員のパソコンの更新によりまして、新たなソフトが必要になったということで不足分を増額するものでございます。

33ページ。

3項中学校費、1目学校管理費、12節委託料。こちらについても各種委託料の確定による減額になります。

2目教育振興費、7節報償費。中体連県大会等出場報償で197万円の増。三春中・岩江中それぞれ県大会・東北大会・全国大会と勝ち進んだことによる報償になっております。

10節需用費・13節使用料地及び賃借料。こちらについては事業費の確定によるもので減額となります。

4項幼稚園費、1目幼稚園費で34ページになりますが、12節委託料。中郷幼稚園費で医療的ケア児保育支援事業、看護師派遣業務で132万円の減。こちらは当初派遣日数を見込んでいたものより、実績と見込額で派遣日数が減となったもので、減額するものでございます。

35ページ。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、18節負担金、補助及び交付金。国際交流事業費でライスレイク親善訪問団事業負担金270万円の減。こちら事業終了により確定したもので減額するものでございます。

2目交流館費、10節需用費。中央交流館費として、修繕料34万8,000円の増。こちらはまほらの設備の修繕料になります。

37ページまでお進みいただいて、6項保健体育費、1目保健体育総務費、11節役務費については体育施設費で通信運搬費9万8,000円の増。令和6年から体育館にWi-Fiが接続されたということで、不足分を増加するものです。

18節負担金、補助及び交付金。生涯スポーツ振興費で、町スポーツ少年団交付金3万6,000円の増。こちらはスポーツ少年団が1団体新規で設立されまして、新たに登録されたということで交付金を追加するものでございます。

12款公債費につきましては、令和5年度の借入額及び借入利率が確定したものによる補正になります。

38ページ。

14款予備費になりますが、こちらは予備費を2,000万円に戻す補正でございます。

説明については以上になります。

○議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

15番。

○15番（鈴木利一議員） 17ページの繰出金。放射性物質対策事業に繰り出しているんですが、減になったということで甲状腺の検査とかって言ったような気がしたんですが、甲状腺の検査っていうのはいつまで予定されてるんですか。

○議長 質問に対する答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 2011年の原発事故の当時、おなかにいたお子さんが町の権限が及ぶ中学校卒業までは責任を持って甲状腺検査をしようとその当時決めました。従いまして、あと2年は続けていこうと思います。

もし国の方で「全く障害ありません」「無害でした」という安全宣言が出るんだったら別で

すが、それが出ませんので、町としてはそこまで責任を持って検査をする。そういった考えでございます。

○議長　ほかに質問はありませんか。

13番。

○13番（影山常光議員）　歳入11ページ。諸収入、雑入で中山間地域等直接支払交付金返還金と多面的機能支払交付金返還金。

地区から返還してもらうということのようですねけれども、これは5ヵ年計画の中で、途中で中山間地域等直接支払制度から抜けたということのようなことかと思うんですが、先に行われました農振農用地の見直し計画。それとの関連において、こういう事態が発生しているのかなというふうにも考えるんですけども、この内容について詳細に教えてください。

○議長　質問に対する答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長　まず、中山間地域等直接支払交付金の返還金でございます。

こちらの方は過年度分の今までの交付金の返還ということで、対象となっているものは今回は4地区でございます。内容につきましては、対象となる農地からの除外。営農型太陽光発電を設置したところの支柱部分の除外。農振農用地から除外されたということで、それぞれ各年度において、返還金が生じたということでございます。

2点目の多面的機能支払交付金の返還金でございますが、対象地区は1地区でございます。こちらの方は先ほど申しあげました農振農用地から除外された農地があると、対象農地から外れた農地があるということで、以前支払われていた交付金が返還されるということでございます。

以上です。

○議長　13番。

○13番（影山常光議員）　ただいま答弁いただき、町で農振農用地の見直しをしたわけですけども、その際に、この農振農用地からの見直しと、それによって多面的機能なりの今までの計画、それが農振農用地を見直しすることによって、そういうことで返還金が生じますよということで、地区ときちんと相談なり、説明をした中で見直しをしたのか。見直しをしたことによって地区から返還金が生じてしまうと、そういう現象になったのではないかという危惧もされるわけですけども、その辺もう少し詳細に説明してください。

○議長　答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長　農地農用地の見直しにつきましては昨年度完了したわけでございますが、農振農用地を見直す際に、除外或いは編入等それぞれ地区のご意見をいただいて協議したところでございますけども、これまで中山間地域、それから多面的機能ということで、5年間の活動期間がございます。農振農用地、今交付金の対象となっている農地から外れた場合には返還金が生じるということで、地区の方にもお話をして、ご理解をいただいているということで認識しております。

以上です。

○議長　ほかにごありますか。

13番。

○13番（影山常光議員）　今の説明を聞いたわけですけども、見直し計画とかの中で、制度の中での間が生じちゃっているんじゃないかと。だからそこをですね、きちんと整理をし

て、地区に説明をしていかないから遡って返還しなくちゃならない。こういう現象が起きてるんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 ご指摘の点につきましては、それぞれ農振農用地の見直しということで行っている事業、それから中山間地域、多面的機能支払交付金ということで、それぞれの制度の中で実施をしているわけでございますけども、担当課の方からも地域の方にそういった制度内容のお話をして、ご理解をいただいているということで認識はしておりますが、地区の方でそういったところまで確認できたかということであれば、今後そういったところはしっかり説明をして、地区のご理解をいただいて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 ほかにございますか。

2 番。

○2 番（三瓶一壽議員） 10 ページの衛生費国庫補助金で減額になってるところが何かの見直しで減額になったと聞いたんですけども、補助金というか、制度自体がなくなったわけではないんでしょうか。その辺の説明をお願いします。

○議長 質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長 歳入の衛生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金かと思いますが、他の国庫補助金がなくなったわけではなく、新たな国庫補助、子ども支援センター等々の補助金が発生したことから、中ほどの3目でございますが、児童虐待防止対策等総合支援事業補助金から子ども・子育て支援交付金の利用者支援事業の方に組み替えたということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 ほかにございますか。

2 番。

○2 番（三瓶一壽議員） 先程来「ガバメントクラウド」という文言が新しく出てきたかと思うんですけど、このシステムを導入することで結構そこに使う予算が多く見られてるみたいなんですけど、このガバメントクラウドっていうのは、もうちょっと詳しく説明していただければありがたいです。

○議長 答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 ガバメントクラウドについてご説明申し上げますが、これにつきましては、全国自治体の業務システムがあるんですけども、それを統一しようということで、2021年9月に法律が施行されております。自治体情報システム標準化法という法律が施行されておまして、どうしてこういう法律が施行されたかといいますと、各自治体がバラバラのシステムを運用している場合に比べて、国の、例えば制度改正に対応する各自治体の負担が軽減できるとか、あとは自治体が他社のシステムに変更する際に負担も小さくなる。それから業者間の競争が生まれるため、コスト削減も期待できるというようなことで、法整備がされた内容になっております。

以上です。

○議長 2 番。

○2番（三瓶一壽議員）　　そうしますと、このシステムっていうのは誰でも扱えるものではなくて、特定業、要するに入札とか何かでシステムの導入業者が決まるんじゃないくて、随意契約みたいな指名で、国の方針に則ってシステムが導入されると理解して良いんですか。それとも一般のシステムの中にソフトだけ入れるって話ですかね。

○議長　　答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長　　ソフトを入れるのではなくて、一本ラインを通すというようなイメージかと思っています。

以上です。

○議長　　ほかにございますか。

15番。

○15番（鈴木利一議員）　　34ページ一番下の委託料なんですが、中郷幼稚園の関係。医療的ケア児保育支援事業で看護師の派遣事業。132万円の減ということはかなりの減だと思うんですが、当初の予算と132万円の見込みの違いっていうのはどういったところから出てきたんですか。

○議長　　質問に対する答弁を求めます。

大内子育て支援課長。

○子育て支援課長　　ご指摘の医療的ケア児の保育支援事業でございますが、当初予算で215万9,000円を見込んでおります。今後の見込みも含めた実績でございますが、83万9,000円の実績見込みと、半額以下ということでございます。

当初の予算編成時には平日5日間、中郷幼稚園に看護師を派遣するという想定でございましたが、保護者の方との協議の中で、週2日間は幼稚園に行かれるということの協議が整いまして、その部分で減ったということと、あとは幼稚園ですので、夏休み等の長期の休暇期間があります。そういう部分で幼稚園に通園する日数が減ったために、実績が半分以下になったということでございます。

215万9,000円のうち132万円減というふうな実績見込みということになったわけでございます。

以上です。

○議長　　ほかにございますか。

（なしの声あり）

○議長　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に日程第15、議案第65号「令和6年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長　　それでは私の方から説明をさせていただきます。

タブレットのページ数でいくと、53ページ。介護1ページをご覧いただきたいと思います。

令和6年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）ということで、第1条。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ16万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億7,211万7,000円とするというものでございます。

詳細説明をいたします。

介護の7ページ、タブレットでいうと59ページになりますけども、ご覧いただきたいと思います。こちら歳入になります。7款繰入金、1項一般会計繰入金の5目介護保険事務費繰入金ということで、先ほど一般会計の方で説明もありましたが、職員給与等の繰入金16万8,000円を減額するというものでございます。

続きまして、次のページになります。

歳出ですが、こちらの先ほどの一般会計の説明と同様、人件費関係・職員給、あとは会計年度任用職員の報酬関係の説明については、割愛をさせていただきたいと思います。

ページ下の方になりますけど、4款諸支出金ということで、3項償還金及び還付加算金、2目償還金の22節償還金、利子及び割引料ということで、国と県の支出金の償還金ということで3,317万5,000円ということです。こちらは令和5年度、前年度のですね、負担金関係の精算金になります。主なものにつきましては、介護給付費ですね。こちらの国庫負担金1,853万2,000円。あとは県の負担金分ということで、1,192万7,000円というものが主なものでございます。

続きまして8款予備費の1目予備費ということで、こちらは3,317万5,000円の減ということで、先ほどの償還金の約3,300万、予備費を使つての支出ということで減額というふうな形になっております。

以上です。

○議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に日程第16、議案第66号「令和6年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）」について」を議題とします。

議案の説明を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 それでは三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）についてご説明をさせていただきます。

タブレットの70ページをお開きください。放射1ページになります。

令和6年度三春町の放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ233万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,271万1,000円とするというものであります。

具体的には、放射7ページをお開きください。

まず歳入ですけれども、3款1項1目で、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金ということで、先ほど一般会計の補正予算でも説明がありましたが、一般会計からの繰入金を233万4,000円減額するというものであります。

次のページをお開きください。歳出です。

1款1項4目。事業費、放射性物質対策費、町民健康管理費であります。

12節の委託料233万4,000円の減額ということで、小中学生の甲状腺検査事業につきまして、甲状腺検査のバスの運行業務で139万9,000円の減。甲状腺検査業務で93万5,000円の減ということになっております。

令和6年度対象になりますのが町内の中学校1年生から3年生まで、411名ということ

で予算化しておりましたが、実際の受診が281名であったということで、検査業務に関わる業務、それから検査場所まで運行するバスがいずれも減ったために、減額補正ということで計上したものであるということになります。

説明については以上です。

○議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に日程第17、議案第67号「令和6年度三春町病院事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

議案の説明を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 私の方から説明申し上げます。

タブレットでいうと79ページ。病院の1ページをご覧いただきたいと思います。

令和6年度三春町病院事業会計補正予算（第1号）ということで、第2条、令和6年度三春町病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正します。

まずは収入になりますが、病院事業収益、医業外収益ということで、262万9,000円の増ということで、トータル8,294万5,000円とするというものです。

続きまして支出になりますが、病院事業費用で医業費用。こちらの方は407万2,000円の増ということで、トータル1億1,923万7,000円とするというものです。

引き続きまして資本的支出の部分になりますが、こちらは資本的支出、建設改良費になります。144万3,000円の減ということで、4,089万5,000円とするというものでございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。詳細説明をさせていただきたいと思います。

まず収益的収入及び支出ということでございます。1款病院事業収益、1項医業外収益、3目他会計負担金ということで、先ほど一般会計の方でも説明ありましたが、一般会計からの繰入分ということで262万9,000円。備考の欄、内訳としましては収益的支出額が407万2,000円で資本的支出額が144万3,000円の減という中身になってございます。

続きまして支出でございします。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目経費ということで、まずは8節の委託料でございします。特殊建築物外壁調査業務ということで、年度当初、建築基準法に基づくところの特殊建築物の外壁調査ということで、187万円ほど委託料ということで計上しておったんですが、概ね3年ごとの手の届く範囲での打診調査という認識での年度当初の計上だったんですが、今年は外壁全面の調査という年にあたっておりまして、不足分を今回補正計上させていただくというふうなものでございます。

続きまして光熱水費、こちら水道料になります。三春病院の方で漏水事故がございました。床下漏水ということで、例年の3ヶ月平均の水道料金、こちらについては三春病院運営で使用した分だろうということで推定をして指定管理の方に請求しておりますが、それを超える部分については漏水に伴うものであろうという推定のもとで、今回町の方で水道料金の方を負担するというものでございます。

18節手数料につきましては、東邦銀行の方が10月より振込手数料がかかるようになったということでの計上でございます。

21節工事請負費につきましては先ほど申し上げましたが、漏水工事の修繕工事費ということで、新たに計上させていただくものでございます。

続きまして資本的支出でございます。支出、資本的支出、建設改良費、1目の有形固定資産購入費ということで、輸液ポンプ等の備品を購入をするということで予算計上しておったんですけども、購入が終わりまして、請け差といいますか、その分を20万減額するというものでございます。

続いて2目の施設整備費。こちら工事請負費ですけども、先ほどの漏水修繕工事の方を資本的支出から収益的支出の方に組み替えをするということで、同額124万3,000円の減額をしたという内容でございます。

説明については以上になります。

○議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

15番。

○15番（鈴木利一議員） 先ほどもあったように漏水の修繕とかあるんですが、もう年数的にはかなり経ってるので、大規模修繕なんていう考え方はあるのかどうか教えてください。

○議長 質問に対する答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 建設より18年目を迎えて、自動ドアが壊れたよとかってということで、ここ4～5年あちこち修繕が必要になってきているというような現状ですけども、大規模というふうな形での修繕については、今のところはですね、予定といいますか、計画といいますか。そういったものについては、現時点では持っていないということでございます。

以上です。

○議長 ほかにございませんか。

2番。

○2番（三瓶一壽議員） 病院2ページの収入支出で「医業外収益」と「医業費用」という項目が上がっていて、これが並べて補正予算書に上がってる理由がちょっと分からないんですけど、この言葉の意味をちょっと説明していただきたいのと、先ほど漏水の話があって築18年であるということで、建築的に18年だと漏水とかあまり大きなメンテナンスがまだ必要な時期ではないのかなと思うんですけども、施設のメンテナンス計画っていうのはできているのかどうか教えてください。

○議長 質問に対する答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 それではお答えします。

言葉の説明だと思うんですけども、医業外収益。逆に言うと医業収益というものもあるんですが、町としては指定管理というふうな形で星総合病院の方に、病院の運営関係はお願いをしておりますので、医業での収益というものについては指定管理者の収入になるということで、こちらの病院事業会計の中では、医業外収益のみが実際問題計上されるというふうな形になります。

あと医業費用ということですけども、医業外費用というものもあるんですが、あくまでも経費。医業にかかる費用の中でも、経費関係については町の方で持つということで、事業の

運協の話とか協会関係の負担金とか、そういった形で。あと修繕関係ですね。あとは備品も町の備品になりますので、医業に使うような備品関係も購入するというふうな形で、医業費用。医業に使う費用ということで、経費という形で計上させていただいてるということです。

あとメンテナンス関係につきましては今後ですね、具体的に老朽化が進みますので、そういった関係での検討はしていきたいというような形で考えております。

以上です。

○議長　ほかにございますか。

2 番。

○2 番（三瓶一壽議員）　今のメンテナンスの話、今後みたいなんですけど、建物を作ったときに、建物のライフサイクルコストっていうかそういうもので試算はしてなかったんでしょうか。試算というか、いつごろ全体改修が必要だとか、部分改修が必要だとかっていうふうな。

○議長　答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長　そのような形での資料ということで、策定はしてあるというふうなことでございます。

以上です。

○議長　ほかにございますか。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

…………… 散会宣言 ……………

○議長　以上で、本日の日程はすべて終了しました。これにて散会いたします。ご苦労様でした。
（散会　午前11時06分）

令和6年12月3日（火曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 影 山 孝 男	2 番 三 瓶 一 壽	3 番 大 内 広 信
5 番 山 崎 ふじ子	6 番 石 井 一 正	7 番 小 林 孝
8 番 松 村 妙 子	9 番 三 瓶 文 博	10 番 篠 崎 聡
11 番 橋 本 善一郎	12 番 佐久間 正 俊	13 番 影 山 常 光
14 番 遠 藤 亮 子	15 番 鈴 木 利 一	16 番 影 山 初 吉

2 欠席議員は次のとおりである。

4 番 佐 藤 弘

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 荒井 公秀	書記 橋本 和宜
	書記 佐藤 祐梨子

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	伊 藤 朗

総 務 課 長	宮 本 久 功	財 務 課 長	菊 田 誠 子
企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳	住 民 課 長	佐久間 島 宏
税 務 会 計 課 長	今 泉 喜 徳	保 健 福 祉 課 長	影 山 清 夫
子 育 て 支 援 課 長	大 内 広 三	産 業 課 長	遠 藤 晃
建 設 課 長	新 野 恭 朗	企 業 局 長	伊 藤 晴 之
教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	藤 井 康
生 涯 学 習 課 長	鳴 原 健 二		

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和6年12月3日（火曜日） 午前10時00分開議

第1 諸般の報告

第2 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開議 午前10時00分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 おはようございます。

開会に先立ち、傍聴者の皆様に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに設定していただきますよう、お願いいたします。

本日は10名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いいたします。

ただ今、出席している議員は15名です。

定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

..... ● ● 諸般の報告 ● ●

..... • • 一般質問 • •

町では、当協議会から施設の取扱い、改修や修繕などの相談を受けるなかで、令和5年度から当協議会に対し、施設の改修や修繕、利用促進などに活用できる地域活性化交付金を交付しています。この交付金は、田村西部環境センターを継続して運用していくなかで、きが

る湯の建設当時の交付金の考え方と同様に、田村西部環境センターの施設改修などに係る費用の5%相当に当たる750万円を3か年に分けて交付する計画としています。

きがる湯は、地域の皆さんが主体的に計画段階から検討を行い、地域活性化施設として建設し、管理運営されてきた施設になります。町では、そのような理念や経緯を大切にしていきたいと考えており、引き続き、当協議会が主体的に管理運営を行っていくなかで、地域活性化交付金などによる支援を行っていききたいと考えております。

3点目の北部地区へのさまざまな施設整備に係る提案についてですが、今年度、沢石まちづくり協会からもパークゴルフ場の建設に係る要望が出されたところです。内容については、パークゴルフ人気の高まりを背景として、町内にもあれば良いという声があり、北部地域に造っていただきたいという内容になりますが、こうした施設整備の場合は、場所も含め必要となる用地の確保、施設整備の内容、管理運営の方法、そして整備費用や管理費用の問題など、さまざまな課題が出てくることが想定され、また、地区からの要望内容についても詳細を把握していないため、具体的な検討を進める状況ではないものと考えております。

しかしながら、北部地域の活性化の観点からは、お質しの施設整備に限らず、さまざまな活性化策を地域の方々と協議していくことは重要なものと考えており、北部三地区連絡協議会やそれぞれのまちづくり協会との話し合いや意見交換などを行っていききたいというふうに考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○15番（鈴木利一議員） 今回、モンベルが三春の里近辺に出店するわけですが、そこで出されているのがジャパンエコトラックを整備するというふうになっているんですが、ご存じだと思うんですが、ジャパンエコトラック、自然を体験しながらトレッキングやサイクリングなどを楽しむという、今までにない新しい旅の形態なんですよ。その中で言われているのが、このルート上にはトイレや給水の対応、空気入れや工具の貸出しなども考える必要があるというふうになっているわけです。

先ほど答弁で、沢石会館が空いていれば、トイレについては沢石会館を利用してほしいということですが、沢石会館、365日開いているわけではありません。ましてや、近所にはコンビニエンスストアもないという現状なんですね。このジャパンエコトラックを推進していくということであれば、最低限トイレは必要になってくるということなんで、この辺、まず1つお質しをしたいというのと、きがる湯の設備の関係なんですが、きがる湯、地区の方々にとっても非常に憩いの場になっているということなんで、ぜひともこれは残していかないとならないというふうに思っています。

3つ目の大人のアミューズメントということで、地元からパークゴルフ場の要望も出ています。これは今、地区からの要望を順位をつけて出せということで、パークゴルフ場の要望については、地区から4番目の順番なんですよ。地区の道路整備やそういったものじゃなくてパークゴルフ場が、それも優先して4番目に出ているということですので、まだ詳細を把握していないということで、検討もしていないということなんですが、これは検討していないんじゃないじゃなくて、地区から出たやつはやっぱり検討して何とかしていきたい。それでも駄目だって言うんならまだしも、検討もしていないっていう。ここがまず、地区から非常に要望の高い順位で出ているんですが、これはぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

答弁をお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えさせていただきます。

1つ目のトイレに関してなんですが、モンベルが計画しているジャパンエコトラックとの関連で必要ではないかという再質問でございました。確かにトイレは必要であります。ただ、ジャパンエコトラックのルート設定あるいはどうやってサポートするかというのは、詳細な計画作りが必要になってまいりますので、そのコース設定をどういうふうにするかということで、トイレの場所もおのずと変わってくるものというふうに思っております。

また、町の公衆トイレの設置に対しての基本的な考え方は、できるだけ有人施設に附帯して設備したいというふうに思っております。これはなぜかという、公衆トイレだけ単独でありますと管理が行き届きません。そういった苦い経験をずっとしておりますので、できれば有人施設に併設という形で持っていきたい。したがって、ジャパンエコトラックのルート計画がかなり具体的に計画された段階で、トイレを適正にどこに配置するかということが決まった際に、仮に沢石会館が適正であるということであれば、こういった形が望ましいかというふうに議論が発展していくものというふうに考えております。公衆トイレ全てを否定するものではないということをご理解いただきたいと思います。

2点目のきがる湯につきましては、特に質問ということではなくて残していきたいという地元の要望は、私どもも承知しております。先ほども申し上げたとおり、さまざまな形で支援は今後も続けていきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

3点目のパークゴルフ場、地元要望として4番目と。検討していないということではいかがなものかという趣旨のご質問だと思うんですが、詳細を把握していないというのは正直そのような内容であることは間違いございませんが、こういった話については、具体的に詳細にどういうことを考えていらっしゃるのかというふうなことを聞く必要があるというふうに私どもも思っておりますので、先ほどの答弁の最後にも述べましたとおり、そういった北部地区の活性化、将来に向けてどうやって活性化していくための組織というか、仕組みの1つが北部の活性化協議会でありますので、そして合わせてまちづくり協会もございますので、そういった活動を活性化する中で、当然こういった議論はされていくものというふうに思っておりますので、決してそれを無視しているということではなくて、もっともっと話を詰めましょうということで、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○15番（鈴木利一議員） 町長の答弁、前向きに検討していくというふうに受け取って良いのかなと思っています。

それで、この質問に対して北部の方とちょっと意見交換をしました。その中で出されたのが「北部はどうしても置いてけぼりにされている」と。「地元の人はかなりたまっているよ」という話なんですよ。それはご存じのように、どうしても三春の里近辺にモンベルの出店というのがあって、そちらに力が入っているというふうに地元の人は見ているわけですよ。北部の人たちは「俺たちのところは置いていかれているんじゃないか」というふうに、非常に不満を持って、それがたまっているんだよということを最後に言われました。ぜひともそういった地元の意見、全部が全部三春の町内100%同じにしろとはなかなか難しいと思うんですが、そこを一つ忘れないで取り組んでほしい。地区との話し合いについても、やっぱ

りそういった地区については、ちょっと力を入れて話し合いをしていかないと、その疎外感というのは拭えないんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 確かに、「北部は南部に比べると投資が少ないんじゃないか」というふうなお話は伺っております。

これは田村西部環境センターを建設しようということで、地元にお邪魔した際にも既に受けております。具体的にどのように発展したらいいのかというふうなことになるんですが、「個人的にはこういうことを考えている」という話はよく聞くんですが、やはり、そういったものは一旦まとめて、みんなの前でアイデアを出し合って、それを積み上げていくという手順が必要だというふうに思っております。議会との意見交換会の中でそういう意見が出たということも含めまして、こういう意見が出ているんだけど、皆さんどう思いますかという手順はやっぱり必要だと思います。北部活性化協議会はそういった趣旨で設置しておりますので、沢石・要田・御木沢の北部の3地区の皆さんの積極的な会議への参加を望んでおりますし、町はそれに対してさまざまな支援あるいはこういった提案ができるものではないかというふうに考えておりますので、重々その辺は承知しておりますので、ご安心いただければというふうに思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

鈴木利一議員。

○15番(鈴木利一議員) 2点目の保育所・こども園についてであります。来年度には岩江こども園が開所します。これによって町内の保育施設の環境は大きく変化すると思います。

そこで1つ目として、町内の保育所・こども園の入所申込状況についてどのようになっているのかお伺いいたします。

2つ目として、現在の出生数から見て、将来の保育施設の考え方についてお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

大内子育て支援課長。

○子育て支援課長 第2の質問にお答えします。

はじめに、令和7年4月の岩江こども園の開園に伴い、幼稚園2園が令和7年3月末で閉園となることから、4月以降の就学前教育・保育施設は町内全部で6施設となり、定員数は合計で608人となる見込みでございます。

続きまして、令和7年4月の入園申込状況ですが、岩江こども園が116人、第1保育所が99人、第2保育所が101人、北保育所が17人、三春幼保園が79人、L-k i d's保育園三春が10人の合計422人の申込をいただいております。

2点目の出生数と今後の保育施設の考え方についてであります。はじめに出生数の推移をお答えします。

出生数は、10年前の平成26年度には109人でありましたが、3年後の平成29年度には97人と年間出生数が100人を割り込みました。以降、平成29年度から令和元年度までは年間90人台、令和2年度から令和5年度までは年間70人台で推移をし、今年度、

令和6年度につきましては、70人を下回る見込みとなっております。

お質しの将来的な保育施設のあり方についてですが、出生数については今後も減少していくことが予想されますので、就学前教育・保育施設についても、統廃合を含めた再編を検討する必要があると考えております。

再編の検討にあたっては、令和3年3月に策定しました「三春町認定こども園整備基本構想」をベースに、出生数の動向や各年齢ごと、各地域ごとの保育の需要、施設の老朽状況などさまざまな観点から総合的に判断して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○15番（鈴木利一議員） なかなか定員に満たないということですが、定員に満たなかった場合、まず1つ、広域で募集するのか、できるのかという問題と、あと大幅に少ない中でも、このままの状態の開園するのか、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

大内子育て支援課長。

○子育て支援課長 再質問にお答えします。

岩江こども園について、定員177名に対して109名の申込ということですが、こちらは10月中旬を期限としまして申込みを行っております。その後も数名の申込はございますので、3月までには随時、若干ではあると考えますが、申込者は増えていくものと判断します。

あとは広域的な入所ができるのかというところですが、今の制度上は本人が希望するだけでは、他の市町村から、例えば郡山市から三春のこども園に入所はなかなか難しいところ、不可能ではないのですが、郡山市の基準に基づいて受入れが難しいとか、あとは、例えば三春町に通勤しているような場合には、郡山市からの依頼によって三春の保育施設に入っていただくことは可能なものですから、保護者本人の希望だけで岩江こども園に入るとは、今のところなかなか難しい状況であると思います。郡山市の判断も出てくると思いますので、そういった部分を含めて、当然協議があれば受入れをしていく形にはなりますが、今のところは来年の4月については、今現在の定員数で開園をする考えでございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○15番（鈴木利一議員） 定員になかなか満たないと思うんですが、そういった中で、「岩江こども園の目指す保育」ということで、クラス分けについて、教育的側面から適切な人数ということを出されているんですが、クラス編成については、3歳児で16名から20名、4歳児・5歳児については、21名から25名が適切だという考えなんですね。これについて定員に満たなかった場合、目指す保育の中で、クラス編成についてはどのように考えますか。

○議長 当局の答弁を求めます。

大内子育て支援課長。

○子育て支援課長 再質問にお答えします。

岩江こども園につきましては、3歳児・4歳児・5歳児は、定員各年齢とも30名ずつとしております。申込状況が23名・20名・24名ということですので、今ほど申し上げました適正な保育人数といえますか、その部分は満たしているものと判断します。

あと、三春町の保育所・幼稚園の入所状況でございますが、3歳・4歳・5歳児につきましては、99%の町民の方が入所しているような状況でございます。あと低年齢児、0歳から2歳児につきましては、約半分の方々が保育所・幼稚園を利用している状況でございますので、先ほど申し上げました30名前後のお子さんは、3歳児・4歳児・5歳児では入所、今後、当面の間はできるものと考えてございますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○15番（鈴木利一議員） 年齢的な定数というか、人数、申込状況があったんですが、0～2歳児について待機はないんですね。ここを確認したいと思うんですが。

○議長 当局の答弁を求めます。

大内子育て支援課長。

○子育て支援課長 質問にお答えします。

令和6年度におきましては、まだこども園、開園しておりません。0・1・2歳児、現在も、確かな数字は今持っておりませんが、数名程度の待機児童が今現在でおるものと認識しております。令和7年4月1日には、その部分、待機児童が解消されるものというふうなことで、現在認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○15番（鈴木利一議員） 今現在、待機児童が何名かいて、やっと来年度については解消される見込みだということで一安心なんですが、三春町認定こども園整備基本構想、これ令和3年の3月に策定したというんですが、ずっと調べていったら、令和3年3月に策定したこのデータは、平成31年のデータを基にして、令和3年の3月に策定されているんですね。非常に昔のデータで、令和3年に策定したということで、かなり人数的な差が出ているんじゃないかというふうに思います。

人口問題の研究所の推計値よりもかなり早い段階で、今、少子化が進んでいるということなんで、一つここは、昔のデータで、昔策定したからこの基本構想に則ってやるのじゃなくて、もう少し人口減少・少子化が進んでいる中で、もっと早め早めに策定していかないとかならないと思うんですが、いかがでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

大内子育て支援課長。

○子育て支援課長 再質問にお答えします。

議員お質しのとおり、人口の減少については、先ほど申し上げました基本構想の時点で大きく変わって、少子化が進んでいるというところでございますので、そこはタイムリーな数字を使いまして検討することは行っていきたいと思いますが、この基本構想の中では、岩江こども園開園に伴い、小規模施設のあり方、後は将来的には、認可保育所、第一保育所及び第二保育所についても再編を含め検討するということを謳ってございますので、ここをベースに、後は人口減少を鑑み、地域性とか保育所の受入体制等々、さまざまな観点から検討をして参りたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、15番鈴木利一議員の質問を終結します。

○議長 2番三瓶一壽議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○2番(三瓶一壽議員) 議長よりお許しを得ましたので、さきの通告に基づき質問をいたします。

質問は1件でございます。モンベルストア、アウトドア・アクティビティの予算と今後のプロジェクトの展開はということで質問させていただきます。

いよいよ来春には、モンベルストア・田部井淳子記念館オープンとアウトドア・アクティビティ拠点施設の開業が目前に迫っております。そして、町では広報「みはるが好き」を通じて、それらのプロモーション活動もだんだんとヒートアップしてきているところは大いに評価できます。

箱物の整備は着々と進んでいるようですが、今回、三春町の財政規模からすると、庁舎建設事業に匹敵するような大きな事業を展開することになっております。そこで、再度これらの事業費用と今後の運営について確認をしたいと思えます。

1点目。当該事業に係る総事業費は18億193万円ということですが、その内訳について説明願います。

2点目。この事業の中の借金分、つまり地方債の償還について、多くの町民の皆さんも大変心配しているところでありますが、この返還スケジュールはどのようになっているのかご説明いただきたいと思えます。

3点目。これらの拠点施設等の管理運営は、今後どのように進めていこうと考えているのか質問いたします。

4点目。この事業の目的に地域の交流人口を増やすとあり、そのことによる経済波及効果の分析では、1年間に1億8,920万円ということですが、その算出根拠は具体的にどうなっているのかお尋ねしたいと思えます。

5点目。これらの事業で地域を底上げし、活性化につなげるのであれば、もっと町民を巻き込んでの多角的な施策がまだまだ必要であると考えておりますが、どうでしょうか。

6点目。三春町では現在「郡山広域連携中枢都市圏ビジョン」に参画していると思えますが、これらの広域連携を活用すべきであると考えます。この広域市町村に対して具体的なアクションは起こしているのかお尋ね申し上げます。

7点目。アウトドア・アクティビティのカヌーなどの特に浸水性のある分野での懸念は、やはりダム湖の水質であると思えます。このことについては、どのような対策を考えているのかお尋ね申し上げます。

以上です。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 ご質問にお答えいたします。

まず1点目の総事業費の内訳についてですが、拠点施設、キャンプ・カヤック場の整備費用として約16億3,000万円、同施設に係る設計・調査、監理費用として約1億2,000万円、まちなびカードやサイクリングルートマップ、田部井淳子さんの映像制作費用などのソフト事業として約1,000万円、自転車やカヤック、看板、備品などの購入費用として

約4,000万円となっております。

2点目の地方債のスケジュールについてですが、まず事業費に係る財源についてご説明申し上げます。事業費の財源として、国の交付金として約6億9,000万円、地方債として約10億4,000万円、一般財源として約7,000万円を見込んでおり、この地方債については、後年度、交付税措置のある地方債を活用するなど、交付金と併せ、できる限り財政負担を軽減することで事業を進めております。地方債の返済スケジュールについては、事業完了から20年間、元利均等での返済を計画しているところでございます。

3点目の管理運営についてですが、条例上の整理として、拠点施設を整備している現行の三春の里農業公園条例に基づくエリアに、キャンプ場やカヤック場を整備するエリアを加え、一体的なエリアとして位置づけることとして、本定例会に条例改正に係る議案を上程しているところでございます。

条例に位置づけた一体的なエリアを魅力的な場所としていくために、効率的・効果的な管理運営を行っていきたいと考えているところでありまして、既に三春の里農業公園条例に基づき、田園生活館の管理運営を行っている三春まちづくり公社がモンベルと連携したうえで、田園生活館も含めた一体的なエリアの管理運営の主体的な役割を担うことで協議していくこととしております。

4点目の経済波及効果の内容についてですが、経済波及効果の分析については、福島大学の専門の教授にご協力いただきまして、算定したものになります。算出根拠・前提条件については、モンベルストアなどの拠点施設を訪れる年間利用者数、キャンプやカヤック場を訪れる年間利用者数を約10万人と設定し、その方々がキャンプやカヤック場を利用する、町内の飲食店を利用する、また、お土産を購入するなど得られる直接的な効果を算定し、さらに、飲食店が使用する食材の需要が増えることで得られる生産者に対する効果、飲食店の収入が増えることで従業員の所得が増え、その増えた所得の一部が町内の商品やサービスの購入充てられるといった派生的な効果を想定して算定しているものになります。

5点目の町民を巻き込んだ施策についてですが、町では、まちなびカードの作成やサイクリングルートの設定、既存の散策路の活用方策の検討、フレンドショップの推進などの取組を進めており、商工会との意見交換なども行っているところです。

また、議会9月会議での一般質問において町民に向けたPRをもっとすべきではないかとのお質しをいただきました。広報での事業周知などを図っているところであり、今後こうした取組を進めていきたいと考えております。

6点目の広域連携の活用についてですが、こおりやま広域圏では、市町村のさまざまな魅力を発信するため、おすすめの公園などのマップを作成しており、三春町では、市町村ごとのアウトドア・アクティビティのマップの作成を提案し、取組を進めているところでございます。

また、モンベル会員に向けた情報発信を行うため、田村市・小野町と連携し、フレンドエリアの登録を行い、ホームページや会報誌などによりまして田村地域の魅力の発信を行っております。

7点目のさくら湖の水質対策についてですが、町としては、キャンプやカヤックを楽しむ場所の整備にあたり排水処理対策を検討し、窒素・リンの除去が可能な高度処理の合併浄化槽を設置する対策を実施する計画としています。

また、三春ダムにおいても、前ダムやバイパス管の設置、水を循環させる施設などにより、さまざまな水質対策を行っているところであります。

こうした対策を実施しても、現状、夏の一時期には植物プランクトン、いわゆる「アオコ」が発生する時期もあり、カヤックの利用に影響がある場合も想定されますが、可能な限りカヤックの利用を促進していきたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） 1点目に対しての回答の質問なんですけれども、それでは、モンベルから得られる家賃収入と業務委託先、三春の里の収入になり、直接町では関与できないということでしょうか。

また、返済スケジュールが20年、元利均等というのは、どう考えても長いっていう印象を持ちます。今三春町の8次長期計画が策定されておりますが、8次長期計画が10年。20年ということは、第9次長期計画の終了くらいの年数になりますので、2044年になると思いますが、いかにも長すぎるんじゃないかっていうふうな印象を持ちます。

これでは、急に進む人口減少化の中での計画としては、現在、三春町における総務省人口問題研究所の推計人口が2025年に1万7,018名ということで予想されておりますが、実際には1万6,269名。これ12月の広報に載った人口なんですけれども。それから考えまして、14歳から64歳までの働き盛りの方々の人口は、2025年で9,256名。これが国の予想ですね。それに対して現状、同じ比率でいきますと、8,848人くらいになっているんじゃないかと思います。それを2024年に置き換えてみますと、人口の減少は1万1,583名、働き盛りの64歳までの方が5,213名。現状予測でいきますと1万1,000名なので、大体4,950名ぐらいの働き盛りの方々がそこまで減少してしまうと。

そういう状況の中で、これだけ起債が増えているということでもありますから、その辺を町民の方々が理解するためにも、町の方では毎年ローリングをやっておると思うんですけれども、それにおいて、償還の現況を示すことはできないのかということをお願いしたいと思います。

また、管理運営を第三者に委託される場合、先ほど町長の説明ですと、まちづくり公社及びモンベルということだったんですけれども、そうしたときに、業務委託先にも決算書の提示を求めたいと思いますが、それができるのかどうか、質問いたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 たくさんの質問をいただきましたので、詳細な数字については担当課長より申し上げますが、まず全体を通して申し上げます。モンベルとの収支の関係については、後ほど企画政策課長よりお答え申し上げます。

そして公債比率、つまりさまざまな事業をやるときに町では起債、借入れを起こします。基本20年というのは標準的なものであります。したがって、今回モンベルということで新たに起債をするわけですが、それが後年度に負担にならないように、公債費比率というのは毎年発表させていただいておりますが、その中で管理している。この辺についても、後ほど財務課長から説明を申し上げます。

そして、何といたっても借入金の返済が心配だということになって、いわゆる投資が消極的になってはいけないというふうに私は判断しました。まだ体力のあるうちに、まず大きな流れを三春町に引き入れて、それを利用してさまざまな経済活性化を図っていくというのが今回のモンベル事業の主な狙いでありまして。

さまざまなご心配はあろうかと思うんですが、それを何とか達成していきたい。前から言われております「まちなか観光を何とかしてほしい」というのは、年間を通して多くの人が来るというのが絶対条件でありますので、そういったものについての投資でございますので、起債・償還あるいはモンベルとの収支の関係、全て整理した上で臨んでおりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

細かな数字については、担当課長より申し上げます。

○議長　引き続き答弁を願います。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長　それでは補足的に答弁をさせていただければと思っております。

まず、地方債の借入れの返済の期間20年になりますが、長いというご指摘だったかと思いますが、こちらが借入れの条件となっておりまして、20年で借りるという条件になっているということでご理解いただければと思います。

もう1つ、返済の状況等々をきちんと町民の方にお知らせすべきということでございますが、今も決算等々で広報で周知はさせていただいておりますが、さらに、具体的に分かりやすいような形で周知できないかという点につきましては、財政の方と検討していければと思っております。

もう1つ、管理運営の実績等々の報告のご質問でございますが、指定管理者制度を使って管理運営を行っていきたいと思っております。当然、指定管理業務に関わる業務につきましては、実績を町の方に求めるという形になっておりますので、実績についてはきちんと町の方でも把握をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長　質問があればこれを許します。

三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員）　長い質問で、答弁いただいてありがとうございます。

ちなみに、指定管理者ということで今お話いただいたんですけれども、この三春まちづくり公社とモンベルとの提携は、まちづくり公社が大家でモンベルが店子という関係ではなくて、協同での事業受託というふうな認識でよろしいのでしょうか。その場合には、債権の比率ですか。三春町が何割、まちづくり公社が何割、モンベルが何割というふうな内容はもう決めているのでしょうか。質問します。

○議長　当局の答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長　再質問にお答えしたいと思います。

指定管理者制度を使って管理を行っていくという点でございますが、先ほど町長が答弁させていただきましたが、今定例会にまず条例改正、条例の枠組みを少し変更させていただくと。その後、指定管理者の指定につきましては議会の議決が必要になるということで、今後そういった事務も進めていきたいというふうに思っております。

具体的な中身につきましては、まず指定管理者の指定の際にまちづくり公社が中心的な役割を担っていただくということで答弁をさせていただきましたので、公社が主体的な役割を担う、指定管理者を受けるような想定をさせていただいているということでございます。

モンベルにつきましては、公社と連携した中で役割分担をきちんと整理した中で管理運営をしていければというところで、今公社・モンベルも含め、協議をいろいろ進めているということでご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） 今の課長の説明ですと、まちづくり公社が主体になってモンベルがそれに協力するというふうな体制だということなんですけれども、例えば三春の里。平成3年に三春の里振興公社を設立するときに、たしかJR東日本が出資45%、JAたむらが4%、三春町は51%というふうな記録がございました。

そのような形で、モンベルもその中に入るのか。先ほど申し上げた一出店者、店子というふうな扱いになるのか、その辺をちょっとお伺いしたい。あと、三春町が町として出資されるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 再質問にお答えしたいと思います。

今ご指摘のありました、公社設立時のJR、JAさん、あと町。これはいわゆる株式の出資比率かと思います。モンベルが株を出資するという想定はしておりません。先ほど申しましたように、指定管理者制度の中で公社が主体的な役割を担っていただく。

通常の場合で申し上げますと、今現在も町のさまざまな施設がそうなのですが、指定管理料として、いわゆる運営の委託に関わる部分の支払いは生じるというような想定をさせていただいております。その中で、施設の方でもある程度収益を生む取組みがございますので、そういった収益の取扱い等々、細部については本当に今後調整させていただくということで想定させていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） 第4の質問の、経済波及効果は年間1億8,920万円ということに対しての再質問なんですけれども、直接効果1億2,660万円ということなんですけど、これの算出根拠はというと、おそらく10万人の来客を見込んでということだと思うんです。

それで、例えばキャンプとかカヤックとか、三春ダム周辺の施設を目的で来られた観光客が町の中に来ていろいろ飲食を利用したり、店舗を利用したりというふうな、要するにその恩恵を受ける範囲、店のエリアの範囲というのはどの程度と想定されているのかということと、その根拠として、大体1店舗あたりというか、年間どのぐらいの来客数でこの数字になっているのかということをご説明いただきたいと思います。

同じく、一次波及効果が2,318万円、これも同じです。飲食の食材生産者への恩恵とかということなんですけど、この1億2,660万円に対してどういうふうな計算根拠でこの数字が出てきたのか。二次波及効果も一緒ですけども、その辺の説明をもう少し詳しくしていただきたいと思います。

そもそも、先ほど申し上げたようにモンベルストアやカヤック・キャンプ場を目的として来た客が町内に流れる確率をどういうふうに設定しているのかということが知りたいと思います。もし町内にそれほどの魅力を創出するというのであれば、町内の店舗とかいろんな業者さんがSNSとかをフルに使って、自分の店舗や施設をどんどん宣伝していく、そういう工夫の努力がもっと必要になるのではないかと思います。その辺に対して、町として

はどういうふうな後押しを今後していくことを考えているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 経済波及効果についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、経済波及効果の範囲ということでございますが、町内全域を対象に算定をしているということが大前提になります。

それで、細かい積み上げの説明を申し上げますと、三春の里周辺にお越しいただいたお客様がお土産を購入するという想定の中で、例えば来た方10万人という設定なんです。お土産を買う方の利用率みたいな設定もしております。10万人の方全てがお土産を買うという積み上げはしておりません。おおむね25%、4分の1の方はお土産を買うだろうというようなさまざまな細かい条件設定をしております。

そうした形で、例えばお土産の購入であれば年間3,200万円ほど見込めるのではないかと、ささまざまな飲食店の利用等々、そういったものを積み上げて一次波及効果。金額で申し上げますと、先ほど申し上げましたように1億2,000万円という積み上げになっているということでご理解いただければと思います。

あと、一次波及効果・二次波及効果についてでございますが、こちらにつきましては、飲食店を利用した際に食材の需要が増えてというのが一次波及効果。あとは、二次波及効果につきましては、そのお店屋さんの所得が増えて、従業員の手取り給料が増えて、そうして増えた給料が町内で消費されるというような過程の効果になるわけでございますが、こちらの波及効果につきましては、産業連関表という専門の分析的な数字がございます。三春町内で例えばどこで買物をすれば、一次波及効果・二次波及効果、こんなことが見込まれている、というような一定の数字というものがございます。それを用いて、一次波及効果・二次波及効果を算定しているということでご理解いただければと思っております。

もう1つ、町内で利用促進をもっと図るということで、先ほど町長の答弁でもございましたが、まちナビカードとか、モンベルのフレンドショップというような制度がございますので、そういった制度を活用していきたいと思っております。

多くの方が町内の飲食店等々のお店を利用していただくということで、想定している経済波及効果がさらに高まるということになるかと思っておりますので、そういった取組みも進めていきたいということで考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） 7番目の質問、親水性のある分野で懸念のダムの水質問題についてでございますが、三春町としては当然、応用生態工学研究所や福島大学との包括連携協定を活用するなどして、水質の懸念払拭の研究努力はしているのかということ、まず質問したいと思います。

そのほかに、いろいろ調べますと、日本においては湖沼の水質研究に関する研究機関は幾つかありまして、まず国の環境研究所とか東京大学の研究所、あと京都大学とか筑波大学にもあるようですが、その辺のところにもアプローチはしているのかということをお伺いしたいと思います。

また、これらを支援する国の補助制度について、お金がないと何もできないと思っております。

でちょっと調べてみましたが、水質環境保全事業助成金や地域再生水質環境保全事業補助金などがあるようですが、この辺を調べて検討したことがあるのかということをお伺いしたいと思います。

場合によっては、広域連携を活用して三春町のさくら湖の上流地域、これは前からいろいろ懸念事項としてあがっていたのかと思いますが、包括的な取組みの仕組みを立案することができないのか。もし、この取組みが成功したら、恐らく日本国内でも画期的な持続可能な水環境社会を目指した取組みとして評価されるのではないかと思いますので、答弁をお願いしたいと思いますし、もししていなければ、ぜひともチャレンジしていただきたいなと思っています。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 さまざまな情報提供ありがとうございました。

ダムの水質ということで、国土交通省の三春ダム管理所の方が心を砕いて日々努力しているということが基本となります。

今お話の中にありましており、ダムの水質の影響というのは、やはり上流側の影響ということになりますと、生活排水は昔に比べれば大分改善されたと思います。あと、畜産関係の排水も、家畜排せつ物法ができてからかなり改善されております。あとは植物由来の富栄養化。これについては何とも手の施しようがないというのが実態かと思います。

そういったことも含めて、前ダムなどをつくったり、バイパス管を設置したというのは、そういったことを改善するためということでやっております。

そういった研究も、先ほど名前が挙げられましたが応用地質さんですか、さくら湖の協働ネットワークなども熱心に研究されておまして、あとは三春にある環境創造センターの国立環境研究所などでも、そちらに関する知見をお持ちです。

今後ともそういったネットワークを活かして参りますが、水質改善には相当な年数がかかるものと思っております。したがって、短期的に見てカヤックを楽しむ場合に、アオコが出た場合には、やはりこれはちょっとできないですよというのは、当然発生する可能性があるのかなというふうに思っております。

そういったことを踏まえまして、アオコの問題なども、三春ダムといいますか、水質・自然環境全般に関心を持っていただくきっかけとなるような、アクティビティではないのですが、そういった催しなども展開できれば良いのかなというふうに思っております。なかなか具体的な答えが難しいものですから、基本的な考え方を述べさせていただきました。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） 今ほど町長からご回答いただきまして、そのとおりだと思います。1つ情報というか、私も参加していろいろやった経験から申しますと、猪苗代湖の水草取りというのは毎年いろんな企業とか、私たまたまロータリークラブにいますので、ロータリーの人間とかが集まって、毎年10月ぐらいに一斉に水草の除去作業をやっているわけなんです。

それはなぜかということ、猪苗代湖の水質環境を日本一にしようということでいろいろ努力している事業なんですけれども、このように、先ほど町長がおっしゃった、町民も含めた一

般の方々の意識を醸成するというふうなことでありましたら、そういうものをイベント化するという手もあるのかなと思いますので、試みられてはどうかと思います。

あと、最後になりますが、三春における第三セクターの運営の中で、先ほど申し上げました平成3年の三春の里振興公社の出資の問題等々ありました。そのときに、平成16年にJR東日本が当該事業から撤退したというふうな暗いニュースがありました。その後紆余曲折ありまして、現在の三春まちづくり公社となっていると思います。

町民は、もしもモンベルが事業不振等で事業撤退を余儀なくされることがあれば、また三春がその負債を補填することになるのかということが一番懸念されていることなのかなと思います。

町民の税金が使われ、町民サービスが低下する懸念を持っております。町としては、そのような心配を払拭するためにも、今回考えられるありとあらゆるリスクも含めて回避し、また、そして何よりもこのプロジェクトが楽しく暮らせる三春町の一助になるということを期待しております。特に回答は求めません。

○議長 三瓶議員に申し上げます。

今日は一般質問でありますので、感想を述べて終わるということでは問題があると思いますので、今後はそういうことがないようにひとつお願いをしますし、三瓶議員を含めてこれから質問をする議員も、小出しにしないで、再質問は全部再質問の中で質問して、それで納得行かないときは再々質問、納得行かないときはまた質問ということで、進めていただきたいと思います。

○2番(三瓶一壽議員) 議長。これだけの内容だと、一気にやってしまうと理解できないのではないかと考えてやったわけなんですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長 三瓶議員の質問は7点にわたっております。大変多岐にわたっておりますので納得はしますが、今後、なるべくまとめて再質問をしてもらいたい。

以上で、2番三瓶一壽議員の質問を終結します。

開会から1時間が経ちましたので、ここで5分程度の休憩をいたします。

…………… 休 憩 ……………
(休憩 午前11時 7分)
<休 憩>
(再開 午前11時12分)
…………… 再 開 ……………

○議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

14番遠藤亮子議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○14番(遠藤亮子議員) 議長からのお許しをいただきましたので、さきの通告書によりまして2点ほど質問させていただきます。

まず1点目の質問ですが、駅周辺の活性化についてです。

御木沢地区、商工会青年部やこども議会の町に対する要望に、三春駅周辺の活性化が取り上げられております。駅南側のぼんとう緑地の駐車場スペース、その上の部分を利活用し、商業施設(コンビニやドラッグストアなど)の建設の予定があるのかお伺いいたします。

三春駅は中心部から離れているということで、駅周辺が活性化することで北部が明るくな

るのではと、御木沢地区の方々は期待をしておりますが、町としてはどのようにお考えなのかお聞かせください。

また、複合施設として多目的ホールにイートインスペースを設け、電車の待ち時間などに利用することは、一番利活用になるのではないのでしょうか。町内にはドラッグストアが1軒もないため、行きたくても行けない方が「こまシェア」を利用することにもつながるのではないのでしょうか。現在、こまシェア利用者が大変少ないとのことですが、行動範囲が広くなれば、このこまシェアの利用にもつながると思います。

町の財政が大変厳しいとは伺っておりますが、従々承知の上で、この件についてお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

現在、三春駅は通勤・通学はもとより、観光で訪れる方々などの重要な交通アクセスの拠点として、また、駅舎とばんとうプラザの併設により、地域や利用者の交流・観光施設としても活用されております。

町では、令和5年3月に「三春町地域公共交通計画」を策定し、駅からの二次交通としての町営バスの見直し、また、磐越東線活性化対策協議会において三春駅を含め、磐越東線を多くの方に利用していただくとともに、沿線地域の活性化の取組みを進めているところでございます。

ご質問にございました三春駅周辺へのコンビニエンスストアなどの商業施設等の建設は現在のところ計画しておりませんが、まずは三春駅利用者の増加を図ることが重要と考えておりますので、周辺地域や中心市街地とのアクセス機能の充実、観光で利用される方の利便性の向上や三春駅を利用したり、訪れる機会を増やす取組みを推進して参りたいと考えております。

三春駅周辺の活性化につきましては、先ほど答弁させていただいたさまざまな取組みに加えまして、来年春の大型観光キャンペーンである、ふくしまデスティネーションキャンペーンに合わせた三春駅でのイベント開催や既存施設の有効活用の推進、また、現行の空き店舗対策事業の拡充による駅前の商業活性化への支援策の強化など、地域全体の活性化につながる取組みを進めて参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

遠藤亮子議員。

○14番（遠藤亮子議員） 答弁ありがとうございます。答弁の中で、またさらに4点ほど、ちょっとお伺いいたします。

まずは三春駅周辺、そして三春駅利用者の増加を図ることが重要というふうにお答えいただきましたが、この件に関して何か具体策はあるのでしょうか。

また、来年の大型観光キャンペーンということで、デスティネーションキャンペーンを合わせた三春駅でのイベントとありますが、こちらのイベントは通年催されるものなのでしょうか。

3点目ですが、既存の施設の有効活用の推進、現行の空き店舗対策事業拡充による駅前の商業活性化支援策の強化とありますが、これはいつ頃から始められる予定なのでしょうか。

4点目は、財源に関しては一言も触れていないようですが、そこは考えなくても良いというふうに認識してよろしいのでしょうか。お答えください。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 4点ほど質問いただいております。

まず駅を利用する方をどのように増加させるのか、その方法ということなんですが、一番基本にあるのは、やはり二次交通が今、不便であるというふうに思っております。三春駅まで行く町営バスの利用者数がそれほど伸びておりません。ほとんどマイカーを利用した送迎に頼っておりますが、基本的に鉄道というものは、これからの高齢化時代になくってはならないものというふうに私どもは考えております。駅を中心とした周辺開発というのは、三春ばかりでなく、隣の郡山市でも田村市でも同じような方法を取ってございますので、将来に向けてはこういった形が基本になろうかと思えます。

したがいまして、今三春町に足りないのは駅を利用していただく、磐越東線を利用していただく方を一人でも増やしたいということでありますので、関連してバス交通あるいは先ほどちょっと出ましたけれども、「こまシェア」なども当然使っていただくことになりますが、二次交通を充実させていくというのが基本中の基本だというふうに思っております。

2つ目のDCキャンペーンは通年かということなんですが、通年ではございません。DCキャンペーンは3か年にわたって行います。毎年、4・5・6月の3か月間だけになります。

したがいまして、来年はプレキャンペーン。再来年は本番。その後はアフターというふうな位置づけになりまして、4・5・6月の3か月間のキャンペーンとなります。

あと3番目、空き店舗対策事業の拡充や駅前の商業活性化の支援策、あるいは地域全体の活性化、いつ頃からかということなんですが、具体的な日程はまだつくってはございません。

その話の前に、まず駅から荒町につながるまでの、いわゆる駅前通りの夜の景色を想像していただきたいと思えます。夜7時になって、ガソリンスタンドさんが電気を消すと真っ暗になってしまいます。つい最近まで営業しておられましたコンビニエンスストアが閉店した関係がございまして、夜7時以降は真っ暗になる通り、それで良いのだろうかというのが基本的にございます。あそこには住宅地もございまして、まずはそういった住宅が何とかならないかということで、現在、住宅のマスタープランというものを作っておりますが、その中で方向づけをしていきたい、道筋をつけていきたいというふうに思っております。

まずは住んでいただくということ。何故ここまで言うかということ、栄町の北側にございます四合田住宅団地、29区画売りしましたが、なぜそこを買ったんですかというふうな質問をしたところ、圧倒的に多かったのが「駅が近いから」というふうなお答えでありました。

したがいまして、今現在真っ暗になっている住宅地に住民を戻すと。そういった住宅の対策についての道筋を作っていく。それが基本的な考えとなります。

4つ目の財源であります、これは当然限りがありますので、いわゆる民間資本なども誘導する。住宅などはそういった政策が取れると思えますが、そういったものを活用していく。三春町の財政は豊かではございませんので、全て町が丸抱えということはないというふうに思っておりますので、民間と協力した事業ということになろうかと思えます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

遠藤亮子議員。

○14番（遠藤亮子議員） 4点ほどのご回答、ありがとうございます。

最後です。四合田の29区画。なぜ人気があるのかという点で駅が近いからということだ

ったんですが、やはり近いのは近いんですけども、ただ駅には何もないという声も多数あがっております。

私の質問というのは本当に理想論に過ぎないと思われがちなんですが、冒頭にもお話ししましたように、御木沢地区の皆さん、そして青年部の皆さん、御木沢小学校のこども議会のときにその議案が出たと思うんですが、いかに駅周辺を明るくしていただきたいかという声がかかなり強く出ているんです。やっぱりそういう声が聞かされた以上は、私たちの仕事は、この声を町に届けなきゃいけないという使命がございますので、ぜひとも皆さんのお考え、皆さんが要望していることというのをしっかりと心に留めていただきたいと思います。

駅周辺の活性化によりますと、三春町の魅力の一つにでも二つにでもなるのではないかなというふうに私も思っております。一番は、やはり駅周辺が明るくなると思います。中心が明るくなることによって、先ほど町長がおっしゃったように、荒町までの道路がとても暗い。これは誰もが通っていれば分かるかと思うんですが、駅前が活性化することによって、その通りも自然と明るくなっていくのかなと私は思っております。

そして、田村高校に通う方も必然的に増えるのではないかなと。三春町の魅力の発信ということで、田村高校生が今少なくなっているところも、そういうところに理由があるのではないかなと思います。

そして一番は、滝桜に立ち寄る観光客も多いと思われれます。

「三春駅を利用されることを」というふうにおっしゃってございましたけれども、駅裏に駐車している車の台数というのが、毎日50台から60台駐まっております。その方々が電車を利用しておりますので、多くの方が商業施設を利用する見込みはあると思います。

電車を降りた方に、数人ちょっとお聞きしたことがあるんですが、「コンビニ・ドラッグストアができたら利用しますか」という問いの中に、ほとんどの方が「あったらいいです」「帰りがけに家族から頼まれた商品を買に行ける」と、そういった声もあり、なおのこと、chocoZAPのようなジムみたいな、そういうのもできたら最高ですという声もあがっております。やはり、1時間に1本の電車の時間に待たされている多くの方々が、その1時間をどのように使うかということによって、1時間がとても短く感じられるのではないかなと思われれます。

余談になるかと思うんですが、11月5日の朝刊に鏡石駅東側の都市整備というものが載っておりました。この鏡石駅のところ、町健康福祉センターがオープンし、防災や子育て支援の拠点として若者世帯の移住を促進していることが載っておりました。未就学児と保護者を対象にキッズスペースの設置。新しいおもちゃや遊具が子どもたちにとっても人気で、町内外から1日平均30人程度、多い日は50人程度が訪れていると記載されておりました。また、同施設では、福島県立医科大学と町が連携し、65歳以上の高齢者向け体力測定会、そういったものを開くなど、健康長寿の意識向上にも力を入れているそうです。

駅周辺を活性化することにより、子どもから高齢者にとっても安心して住めるまちづくりにつながるのではないかなと思われれますが、どのようにお考えかお答えください。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 なかなか答弁しづらいご質問が続いておりますけれども、まず、コンビニやchocoZAPなどの民間が進出する余地はということなんですが、こういった業界、かなり事前の調査が厳しいというふうに伺っております。つまり、商いにならないのであれば出店し

ないということであります。出店しないということは、そのように見られているということであります。

つまり、駅前周辺は、そういう意味では冷え切った状態にあると我々は考えておりますので、まずはそれをどうやって温めていくかを考えなければならないと思います。

したがいまして、先ほどの議論に戻るのですが、駅をまず利用していただく。あと、そのついでにいろいろなものを買っていただくということについては、もしそういった需要が強ければ、今現在、駅・c o mとか売店などもございまして、そういった兆しがあっても良いのではないかというふうに思っております。ほとんどが素通りしているということは、消費形態が我々が想像しているものとはちょっと違うのかなということになります。

これからの世の中、荷物の受け取り場所が、もしかするとコンビニとかそういうところで盛んになってくるということになれば、三春駅でも考えられないわけではないですが、そういったものを十分に踏まえたうえで、これだったらいけるというものまで練り上げないとなかなか投資はできないということをご理解いただきたいと思います。

鏡石の例にありました公共施設というのは、それだけの力はあると思うんですが、三春町としては、やはり公共施設をあちこちに分散して造るというのはなかなかこれは厳しいものがございまして、これから縮小していく時代に入りますので、むしろ集約化を進めていく時代の中であって、新たに駅前のところに造るということは、現在のところは厳しいかなと。

ただ、基本的な考え方としては、御木沢まちづくり協会の皆さん、先ほど質問にありました北部3地区の協議会でもありましたので、何とかしたいという気持ちはおありということですので、ぜひとも個別にバラバラといった発言ではなくて、そういった既に組織がございしますので、その中でどんどん話をしませんかというのは我々から申し上げたいと思います。

我々としても持っている情報などを提供させていただいて、より良い方向に進んでいければなというふうに思っておりますので、まずは冷え切った状態から少しずつ温めていきましようというふうな答弁になります。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ごさいませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

遠藤亮子議員。

○14番(遠藤亮子議員) 2つ目の質問になりますが、トラック運搬が必要な大型パーカッションを設置する、これはまほらにです。そういう予定があるのか伺いたと思います。

多方面から吹奏楽団の利用要請がある中で、ティンパニなど乗用車やワゴン車に入らない大きな打楽器をまほらに常設していただけるとありがたいとの声が出ております。町では、そのような予算の補助はあるのか伺いたいです。

楽器の運搬料がかかるので、まほらを利用したくてもできない状況にあります。場所の問題、楽器の管理の問題もあるのは分かりますが、毎回の運搬はいろんな面で負担がかかると思いますので、少しでも負担の緩和になる方向性はないのかお伺いたします。

なお、常設してほしい楽器は、ティンパニ・バスドラム・マリンバ・ビブラフォン・シロフォンです。

○議長 当局の答弁を求めます。

鳴原生涯学習課長。

○生涯学習課長 第2の質問にお答えいたします。

三春交流館「まほら」につきましては、多方面から高い評価をいただいております。まほらホールにおいてはコンサートや合唱、演劇、講演会、さらには1階客席を撤去してのご利用など、さまざまな用途にご利用いただいております。また、小ホールや会議室なども、会議や各種教室など、さまざまな用途にご利用いただいているところでございます。

ご質問の「打楽器の設置」については、まほらには保管スペースなどはなく、新たな保管場所についても、他の活動に支障が生じるおそれがあることから設置することは困難であります。

また、ティンパニなどの大型打楽器については、町民の皆様への貸出備品として整備するまでの需要が少ないこと、購入費や保管、メンテナンス費用が高額であることなどからも、町で購入して保管・貸出しするような事業は検討しておりません。

楽器の搬入・搬出の費用の補助についても行っておりませんが、現在お使いいただいております搬入口のほか、搬入・搬出時における交流広場のご利用方法など利用団体の皆様の負担が軽減できるような配慮を検討して参りたいと考えます。

○議長 質問があればこれを許します。

遠藤亮子議員。

○14番（遠藤亮子議員） いろいろな面で楽器の常設が難しいとのご回答ですが、楽器の常設が無理であれば、それに付随しまして運搬やトラックの手配などの補助のお考えがありますでしょうか。

例を挙げますと、三春中学校の吹奏楽部。ここ数年功績をあげておりまして、音楽室ではなく、まほらでの練習回数が増えているとのこと。中学校から楽器運搬料が毎回2万円近くかかり、保護者会費から出しているが足りなくなり、臨時徴収しているので保護者の負担が大きいとのこと。「トラックの手配や3階の音楽室まで運ぶのも大変」、「生徒の負担も大きい」とのことです。

先日、11月30日に小野中学校と郡山第四中学校合同の引退コンサートを拝見してきましたけれども、打楽器の大きいことにやはり驚きました。中学校の3階の音楽室まで戻す階段を大きな楽器を持って、生徒たちのかなりの負担があるのではないかと思います。また、足元も見えず、事故にもつながるのではないかという心配も出ました。

そういった意味で、生徒たちの負担、そして保護者の金銭的な負担も軽減していただくことも考えていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

それに付随しまして、夏休み中、学校からまほらまでの移動で、親の送迎の負担もありまして、仕事をしている親が多いので、スクールバスの活用はできないのかとの声もあがっております。これは、三春中学校に限らず岩江中学校にも同じことが言えます。学校から町内の公共施設への移動においては、空いておりますスクールバスの利用ができれば保護者の負担の軽減にもなるのではないのでしょうか。この件に関してどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 ご質問にお答えしたいと思います。

部活動におけるまほらの利用にあたっての楽器の運搬であるとか、生徒の方の移動に関してということに、町の方から何か支援はできないかというご質問かと思えます。

部活動につきましては、町内2つの中学校があります。岩江中学校の話も先ほどされておりまして、全ての部活動において、なるべく公平な形で支援ができるようにという

ことになると思いますので、全面的な対応ということはなかなか難しいというふうに考えますが、町として可能な範囲での支援策というものを検討して対応していきたいと思います。

なお、各部活動の実情について現在調査を進めておりますので、その中において対応できるところを、学校とも協議をしながら進めたいというふうに考えます。

それから1点、生徒の負担というところで、三春中学校で3階まで楽器を運ばれるというお話がありました。一応、三春中学校にはエレベーターを設置しておりますので、エレベーターの利用等についても生徒さんの方に周知をしまして、なるべく利用に不便がないように、負担をかけないようにということで配慮をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

遠藤亮子議員。

○14番(遠藤亮子議員) これから部活動に関しては地域移行という形になってくると思うので、学校というよりは本当に保護者をはじめ、地域の方々のさらなる負担というか、役割的なものがかかなり増えてくるのではないかなと思われませんが、例えば岩江中学校から町営グラウンド、そして体育館・テニスコートまでの移動とか、そういったものに関しても、これからは地域移行に関して保護者また指導に当たる方々をお願いをするような形になるのか。そういったところも、地域移行に関して周りの方もあまり分かっていらっしゃる方が少ないのではないかなと思われるので、地域移行になることによって、学校側ということよりも外部の方々の負担というものがどのぐらいになるのか、お分かりになる範囲で構いませんので、ちょっと伺ってよろしいでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

鳴原生涯学習課長。

○生涯学習課長 地域移行に移った場合の外部の方々の負担ということでございますが、現在地域移行につきましては、地域でのクラブ活動の方に部活動が移行するというようなご質問かと思います。そうした場合におきまして、そのクラブごとに活動する拠点ですとか、内容が今後検討されてくるものと考えておりますので、その際の議論として進めて参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

遠藤亮子議員。

○14番(遠藤亮子議員) ちょっと私の方で納得できなかった部分というか、理解できなかったのは、地域移行によって送迎とかそういうのに関わるもの、そこを詳しく教えていただきたいんですね。

先ほども申し上げましたように、空いているバス、スクールバスとかの利用というものは考えてらっしゃるか、伺いたいです。

○議長 添田教育長。

○教育長 現在、部活動の地域移行についてはさまざまな観点で検討中ございまして、議員ご指摘のとおり、子どもたちの送迎をどうするんだ、送迎というよりも、子どもたちがどうやってその会場まで行けばいいのかということについては、具体的にこれからさまざまなアイデアを出して、考えを求めているかなければならないところであります。

ただ、部活動の地域移行、しかも地域のスポーツクラブということになりますと、基本は受益者負担という形になります。ですから、学校の部活動というのは、学校の生徒を集団で

どこかに運ぶということが前提となるんですが、地域移行の場合、個人がどういう形でその活動に参加していくかということになりますので、スクールバスを使って一斉にどうのこうのということでは若干難しい課題もあるように思います。

さまざまな、このような課題を精査しながら、子どもたち・保護者の方にとって、より負担の少ない方法をどう考えていけばということを、地域移行のあり方とともに考えて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ごさいませんの声あり)

○議長 以上で、14番遠藤亮子議員の質問を終結します。

○議長 10番篠崎聡議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○10番(篠崎聡議員) それでは、通告の内容に基づきまして、2件の質問をしたいと思っております。

第1点目。今年の8月から10月にかけて、令和の米騒動ということで、スーパーの米売場からお米が消えたということは記憶に新しいことだと思います。この米不足のあおりを受けまして、第三セクターの事業所でお弁当の仕出しを一時中止するというようなことがあったと、町内の方から情報をいただいております。

また一方、お菓子屋さんのおせんべいとかパックのお米はスーパーで売られておりました。おかしい話です。

それでは、伺います。1点目。米が不足して、町内のスーパーの米売場からお米が消えたとき、町では何らかの米を供給するというような対応はできなかったのか。

2点目。町民からスーパーでお米が買えないという問合せはなかったのか。

3点目。町内の農家さんでお米を持っていたというところもあったみたいですが、町では把握していたのか。

4点目。類似の事案が今後発生した場合に、町では何らかの検討をするのか。お願いします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 第1の質問にお答えします。

1点目の町の対応についてでございますが、今回の米不足は、昨年の猛暑による品質低下による収量の減少や、南海トラフ地震等の報道等により災害への備えが進んだことなど、さまざまな要因によるものと考えられますが、こういった不測の事態には、国の備蓄米が供給される仕組みとなっており、現行では町での調達や供給制度はないことから、情報収集に限られておりました。

2点目の町民からの問合せにつきましては、マスコミやSNSでスーパーで米が買えないとの情報は把握しておりましたが、町に直接の問合せはございませんでした。

3点目の米の保有状況につきましては、水田台帳より作付面積は把握しておりますが、各農家が実際どれだけ米を保有しているかにつきましては町では把握はしてございません。

4点目についてでございますが、自然災害等のさまざまな要因により、米の流通や販売が滞ったり不足する場合も想定されますが、そのような不測の事態には、町として情報収集に努めるとともに、町民に対する正確な情報提供や相談体制を整え、併せて国や農業団体とも

連携し、住民の皆様の食料の確保のために対応して参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

10番。

○10番（篠崎聡議員） 確かに昨年の猛暑による高温障害により、米の品質・等級の低下が多少あったということは把握しております。また、作況指数については去年は101ということで、平年並みということで特に米不足になる要因ではなかったのかなと思います。また、南海トラフ地震臨時情報による米の買いだめ等によるものは限定的なものということで、全国的に米がなくなるものではなかったのかなと私は思っております。

そんな中、第三セクターの事業者でお弁当が供給されなくなったということは、お弁当の分の売上げが低下したということと、あと、そもそも飲食店でお弁当が提供できなくなったという信用問題というのがあると思いますけれども、町はどのようにお考えですか。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 再質問にお答えいたします。

三春の里田園生活館の方で一時的にお弁当の仕出し等ができなかった、米が入らなくてそういった事態があったということでございますが、お米につきましては現在、基本的には流通、卸販売といった自由経済の中で提供されているものと思います。

今回、一時的に小売店等、それからお米が入らない事業者等もあったかと思います。さまざまな要因があるかと思いますが、各事業所において、状況に応じて経営上の判断がなされたものというふうに認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員） それでは第2の質問に移らせていただきます。田んぼに芸能人ということで伺います。

郡山市の西田町では、田植えと稲刈りのときにテレビで有名になった元アイドルタレントを活用して、タレントの名前を付けたお米の販売をしたり、町民と一緒に田植え・稲刈りをやっております。また、葛尾村でも、元アイドルグループのメンバーが耕作放棄地を田んぼにするという企画から収穫までをテレビで放送しております。

それでは伺います。町内でも、休耕田や耕作放棄地がたくさんあると思います。農業活性化のために、知名度のありそうなタレントなどと町民と一緒に田植えや稲刈りをするという企画はできないのでしょうか。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 第2の質問にお答えいたします。

ご質問のありました人気タレントと連携した休耕田や耕作放棄地でのイベント開催につきましては考えておりませんが、町では現在、耕作放棄地の解消とともに地域活性化や観光資源としての活用を推進するため、農業者が耕作放棄地を改めて農地として利用する際の助成制度や、田んぼアートをはじめとする遊休農地の利活用団体への補助を行っているところ

でございます。

また、農村交流として農地や農村に親しみや興味を持ってもらうため、実際に農作業体験をする事業にも取り組んでいるところでございます。

今後、こうした事業の充実を図るとともに、地域での主体的な取り組みへの支援や農地の有効活用を通して、農業・農村の活性化につなげて参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

10番。

○10番（篠崎聡議員） 西田町や葛尾村ではそういった活動をしているようですが、一過性の活動ではなくて、複数年にわたって活動をして番組やマスコミで挙げられております。三春町はそういったことに関しまして、非常にPRが下手なのではないかというふうに思います。立地的にはちょうど西田町と葛尾村の中間にあるので、非常に好立地の場所ではないかと思っておりますので、検討してはいかがでしょうか。

もう1点、田んぼアートの話がありましたけれども、田んぼアートに町が助成しております。そういった団体で、芸能人を使って小学生たちと一緒に田植えや稲刈りをしたいという要望があった場合、助成金の上積み、そういったものは考えているのか伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 まず、「アイドルを利用して売り込んでは」ということでありますが、やはりこれには条件があると思います。テレビで放映されているものはかなり綿密な市場調査をしたうえで、全国でただ1か所という、そういった独特の位置づけをして放映されて、あれだけの効果が生まれるわけですから、同じようなものが2つ、3つとあれば、当然各々悪い影響が出るということで、これは実現の可能性が低いのかなというふうに思います。

ただ、かなり好感度の高いタレントさんが好条件でたまたま三春の米をPRしてくれるというのであれば、喜んでそのときはしていただきますが、基本的にはないものだというふうに思っております。

あと、田んぼアートはファームパークいわえで大変一生懸命活動していただいておりますが、基本的には地元の皆さんが収支を計算して活動計画を立てておられます。町はそこに対して若干の支援をさせていただく、補助金を交付しているということになりますが、内容・効果についてよくお話を伺ってから判断するということになりますので、やるから出すというふうな単純なものではないということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 以上で、10番篠崎聡議員の質問を終結します。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

…………… 休 憩 ……………

（休憩 午前11時56分）

<休 憩>

（再開 午後 1時00分）

..... ・ ・ 再 開 ・ ・

○議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

9 番三瓶文博議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○9 番（三瓶文博議員） 議長のお許しを頂きましたので、先に通告しました1点について質問します。

去る11月21日の全員協議会において、令和7年度予算編成についての説明を受けました。財源確保が大きな課題であるとのことでした。財政調整基金を見ますと、令和5年度末10億2,000万円でした。令和6年9月、6億7,000万円になり、3億5,000万円の減。今年度予算編成には歳入歳出収支差補てんのため、基金の取り崩しに頼らざるを得ない状況であるとのこと。

令和7年度予算編成において令和6年同様にしますと、残が2億9,000万円。目標値であります5億円を下回る結果になります。結果、業務の見直しを求められるとともに、新たな財源確保に積極的に取り組む必要があると説明がありました。こういった状況を踏まえ、ごみ処理の現状とこれからの対策についての質問をいたします。

1点目。収集事業の現状と課題及びこれからの対策について。

2点目。資源化施設等の現状とこれからの対策について。各設備の老朽化、特に燃えないごみの破碎設備の老朽化が深刻であると聞いております。が懸念されるが、その対策を具体的にお伺いします。

3点目。西部環境センター焼却施設については稼働19年が経過しますが、このような施設や設備については、年度ごとの補修と点検に加え大規模改修等が必要と認識しているが、その経過と今後の計画を具体的にお伺いします。

4点目。田村広域行政組合解散後、町単独での管理運営には今後も費用等かなり負担が強いられると考えられますが、いかがでしょうか。

5点目。外部委託により処理されている費用について、広域時代のものをそのまま引き継ぎ負担しているようですが、今後について見直し等を具体的に示しておくべきと考えるが、いかがでしょうか。

6点目。最終処分場と関連施設の現状と課題及び今後の対策について、かなり老朽化が懸念されるが、大丈夫なのか、お伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 まず概況について、お話をさせていただきます。

資源化施設、最終処分場及び水処理施設は平成8～9年度にかけて整備し、供用開始から26年を経過しております。

ごみ収集方法については、ふくしま国体が開催された平成7年度後半に、新たに資源ごみ収集を追加し現在に至っており、既に30年を経過しようとしております。

ごみ焼却施設については、平成18年より田村広域行政組合として田村市・小野町と共同で処理をしてきましたが、両市町とも広域組合を脱退したことで、令和5年3月で広域行政組合としての共同処理は終了し、現在は両市町が基幹改良工事中の田村クリーンセンターが完成供用開始する予定の来年11月まで、燃えるごみを三春町直営となった田村西部環境センターで受け入れております。

これらを踏まえて、1つずつ答弁をさせていただきます。

まず収集運搬体制については、平成7年から30年間大きな見直しなく実施してきておりますが、収集委託料が増加し清掃費全体を圧迫していること、また、高齢化が進行し、集積所までごみを出しに行くことが困難になる世帯が少しずつ増加していること、さらには清掃全体の費用を圧縮するためには、大幅な減量化を図る必要があることなどから、体制を大きく見直す時期にあると認識しております。見直しにあたっては、効率的でかつ合理的の収集体制であるかどうか、十分に検証を進め、来年夏を目途に新たな収集体制案をまとめ、実現に向けていく考えです。

2点目の資源化施設については、主に不燃ごみを処理する「前処理破碎施設」、缶類を処理する「空き缶選別圧縮機」、ペットボトルを処理する「自動マルチコンパクタ」の3つの機器がございます。前処理破碎施設については、経年劣化により不燃ごみを細かく破碎できない状況にあり、修繕には多額の費用がかかることから、電子機器や白物家電などと同様に破碎をしないで、そのままりサイクル事業者へ引き渡す、破碎処理に頼らない処理ルート確立に向けて検討を重ねております。また、「空き缶選別圧縮機」及び「自動マルチコンパクタ」については年1回の機能点検を実施しており、適宜修繕のうえ、大きな支障なく処理を行っております。

3点目の質問にお答えします。焼却施設を維持するためには、予防保全と定期的な点検整備が必要となります。補修費用については、本来であれば国の交付金を活用できるところでしたが、田村広域行政組合が解散したことにより、三春町単独では補助要件である人口規模が満たされず、全額町が負担して、令和5年度からは委託業務の中で各機器の補修や点検整備を行っております。

また、令和5年度にはごみクレーンの更新工事を優先的に実施し、その他の重要機器についても、運転管理事業者などと協議のうえ、低コストで補修効率の高い、最適な補修を行って参ります。

4点目の田村西部環境センターなどの運営費用については、冒頭に申し上げたとおり、運営管理には多額の費用が必要となっております。令和5年度からの3年間については、委託契約により田村市の可燃ごみの一部を受け入れ、搬入量に見合う負担金が入りますが、来年末には委託契約期限が切れることから、現在の田村西部環境センターの焼却炉を継続使用するのか、あるいは廃止して全量委託処理にするのかを判断して参ります。

5点目の質問にお答えします。外部委託を行っていた業務は主に3つございます。まず、1つ目の「プラスチックごみ運搬処理業務」については、今年度まで組合と同様のサーマルリサイクル（熱回収）にて外部委託処理を行っていましたが、令和7年度からはマテリアルリサイクル（素材原料としての回収）に変更し、令和8年度からは、今まで可燃ごみであった一部の製品プラスチック、例えば洗面器などのプラスチック製の雑貨などを指します。を同じプラスチックごみとして収集してリサイクルする体制を進め、可燃ごみの減量化とプラスチックの焼却による温室効果ガスの発生を防ぐ取組みを進めて参ります。

2つ目の「飛灰固化物運搬処理業務」については、組合時代と同様の外部委託処理を行っておりますが、町が管理する最終処分場で埋立てする方向で検討しております。

3つ目の「廃乾電池等運搬処理業務」については、もともと三春町単独で実施してきたものであり、令和7年度以降も引き続き委託する考えです。

6点目の最終処分場については、委託事業者による埋立て管理を行っています。焼却施設の焼却灰を埋立てしたことにより、埋立て量が増加しておりますが、減容化など埋立管理を

徹底し、安定した処理を継続して参ります。また、関連施設である浸出水処理施設についても、委託事業者による管理・機能点検を行っておりますが、経年劣化による故障はあるものの、定期的な点検整備や重要機器の更新を行っております。引き続き、安定した施設運営ができるよう計画的に整備を進めて参ります。

最後に、ごみ処理施設は住民サービスを維持するために極めて重要な施設であり、災害時にも必要不可欠な施設であります。これまで故障発生後に修繕する「事後対応」が多い面がございましたが、財政的に厳しい状況ではありますが、施設ごとにしっかりと状態を見極め、予防保全を行い、安定処理が継続できるよう努めて参ります。

○議長　質問があればこれを許します。

三瓶文博議員。

○9番（三瓶文博議員）　それでは、1点目と4点目について、再質問をしたいと思います。

答弁を聞いていても大変難しい状況であるというふうな部分を感じました。塵芥処理費にかかるものですが、これが年間予算で見ますと5億6,463万円ですか。町民1人割にしても赤ちゃんも含めて3万5,000円くらいかかっているというのが現状なんです。これが高いか、私は判断できませんけれども。来年夏を目途に新たな収益体制をまとめ、実現に向けていくとのことでありました。そして収集運搬業務ですが、定期ごみ収集が年間6,000万円、そして搬入ごみ処理が4,300万円、資源ごみの回収が850万円、あと窓口手数料を合わせると、この部分だけで1億3,200万円、こういった数字になっています。

これを今後検証してということだと思えますけれども、特に資源ごみの回収なり収集なんですけれども、我が町は収集用コンテナによる回収をしています。これは30年くらい前、要するに分別回収が非常に難しかった時代に、大変画期的な回収だったと思うんです。三春町の場合は、町民の皆さんがその箱に入れるということは身についているわけです。他の市町村、例えば田村市・小野町をちょっと見てきましたけれども、袋による回収なんですね。瓶も全て。私も自分でごみを出しますけれども、このコンテナに出すために、自分で分別したものを運んでいってそこに入れるという作業が、二度手間と言いますか。それと、町内350か所、コンテナの設置が必要なわけですね。それを前日にコンテナを配置して、翌日に回収するという、そういった方法なんですけれども、こういったことに対する検証の中で、費用対効果等も今後考えていかなければならないと思うんですけれども、それが1点。

あと4番目なんですけれども、たむらクリーンセンターが来年の11月で完成供用開始となると。それで今、西部環境センターで受け入れているごみの負担金ですとか、1億3,800万円受け入れているわけなんですけれども、これが来年の12月にはなくなってしまうということですね。それで、三春町のごみの量というのは、5,585トンと。広報なんかにも紹介されておりますけれども。ということは1日15トンという量。それで、三春の焼却炉のマックスが40トンを24時間で燃やすというふうな運転施設なんですね。運転継続には、ごみの量がまさに足りないということが想定されるわけでありましてけれども、この足りないごみに対して考えられる対応があるのか。

また、田村市の搬入と同時に、施設運転管理業務、これを2億8,000万円予定しているわけですね。これが来年度に更新というふうな時期を迎えるわけなんですけれども、同時に。それで、更新に関する変更点というものをどう考えているのか。あと、答弁の中で継続か廃止かというふうな判断を考えるということでございますけれども、継続するのであれば、どういった方法。また、廃止となればどういった形にするのかと。それについてお答えをお願い

します。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 まず1つ目の収集に関して、主にコンテナ収集の今後だと思いますが、確かに同じ収積所に2回通うことになります。費用的には看過できない金額になっておりますので、正直申し上げれば袋収集にしたいところではあるんですが、今までのコンテナ収集、高齢者の方から評判も良くて、分かりやすいという評価も頂いております。もし今唐突に「袋収集にしますよ」という話をするのであれば、多分高齢者学級などでは悲鳴が上がるのではないかなというふうに予想しております。

では落とし所をどこにするかというのも併せて検討しておりまして、町としては、例えば必ずこれをやるというわけではないですが、一つの例としては、拠点回収という、適宜各地区にある意味、常時資源ごみを含めたごみを集積しておく場所を確保したうえで、そこに持ち込んでいくという方法もありますので、そういったものを中心に検討していきたいなど。まさにご指摘のとおり、コンテナ収集は割高だということで大変気にはしているところなものですから、そういった形で検討を進めていくということで、ご理解を頂きたいと思います。

ただ一方では、ご高齢の方が増えてくる。答弁の中でも申し上げたとおり、ごみ捨てが容易でない時代もありますので、既に始まっている「ふれあい収集」などをもうちょっと拡大できないかとか、そういった面から、両面から少し、いわゆる落とし所を探っていこう。条件としては今より収集費用が下がることという条件になりますが、そういった形で検討して参りたいというふうに思っております。

2つ目の、西部環境センターの今後ということでもあります。現在、24時間で40トン運転の焼却炉で、そのまま運転すればごみが不足するのではないかというご指摘は、そのとおりであります。一つの方法としては、間欠運転という方法があります。今は年間280日近く操業しておりますが、田村市からごみが入ってこなければ、かなり操業日数は少なくて済むということになりますので、例えば1週間焼却したら、次の1週間は休む方法が一つ。あとは、1日40トンというのは24時間で40トンということになりますので、これを24時間運転しない方法は可能なのかどうか。

これ従来、三春の沼之倉の清掃センターがございました。1日20トンの能力でありましたが、あれは8時間運転で20トンです。3倍すると60トンの処理能力があったということになります。したがって、町として単独で維持していくことは不可能ではないものですから、こういった間欠運転で活動が見出せないかどうかを、今、至急調査をしているというところであります。そういったことに努力したうえで、廃止とするか委託とするかというふうな2つの方法があると。

あと、委託にしても民間委託の場合はかなり高額につきますので、民間に委託する場合と直営で焼却する場合を比較すると、それほど差がないのではないかというふうに、今のところは考えてございますので、かなり細かい積み上げが必要になるものですから、いましばらくその辺については時間を頂きたいなというふうに思っております。そういったものを含めまして、来年度以降の委託契約の更新については、そういったこれからの運転方法を見極めたうえでの委託ということになりますので、まだ現在のところはどのような形にするというふうな、申し上げるような具体的な形にまで至っておりません。よろしくお願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博議員。

○9番（三瓶文博議員）　まず、さっきのコンテナの話なんですけれども、田村市も小野町もそうなんですけれども、袋の回収というのは、袋の外にビン・プラスチックという名前を書いた袋なんです。私が申し上げたいのは、一発で回収できるメリットということで申し上げたいんですけれども、あのコンテナを設置したことによって、三春の町民の分別に関する意識は高いんだと思うんですね。というのは、県か何かのホームページでちょっと見たらば、田村市・小野町に比べて三春はリサイクル率は高いんですよね。ですから、そういう数字を見ても、もう既に役割が十分に浸透しているということだと思うんですね。ですから逆に、今それに戻しても、町長おっしゃるようなパニックな状態は極力避けられるのかなという感じがします。

あと西部の焼却所の話なんですけれども、今話を聞いてちょっと安心したのは、継続か廃止かと答弁にありましたものですから、廃止の方に向かっているのかなという感じが受けたからだけど、生き延びる道はあるということですよ。単純に考えれば、ごみをもっと集めればいいんじゃないとか、他市町村はそれぞれに分配する場所を持っていますでしょうからね。そういった中で、例えば町内の、要するに古くなった建物の壊した廃材などをね。産業廃棄物となるとなかなか聞こえが難しくなるんですけれども、そういった限定したものができたり、また受け入れの、限度が私もちょっと勉強不足で分かりませんが、そういったものも検証して、ごみを預かる。

それと今逆にSDGsの取組で、町でもコラムですか。4月から出しているSDGsのコラム「パペルスコルク」とかそういったもので、ごみの減量化というものを一生懸命広報なんかでも広告しているわけなんですけれども、今、世界的に廃プラスチックとか云々で、ごみの問題というのは福島市も含めて有料化にするという話も出ていますけれども、そういったことと併せて考えていかなきゃいけないのかなと思います。

それで、廃材とかそういうものを持ち込むような、そういうものの道というのは可能なのか、ちょっとお答えいただけませんかでしょうか。

○議長　当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長　いわゆる廃材ですね。木質系の廃材の処理ができるかどうかということなんです、技術的には不可能ではありません。ただ条件がございます。前処理というのが必ず必要になります。長さを何十cm以下にしてください、太さを何十cm以下にしてくださいという条件がつきますので、必ず前処理という工程が出ますので、その処理にかかる費用がどのくらいかというふうな検討はしなくてはいけないと思います。

先ほど内部で検討するといった中には、そういったものを含めて、いわゆる法律上で言う「あわせ産廃」という表現になるんですが、家庭ごみのような一般廃棄物に余裕があった場合に限り、あわせて産廃を処理することができるという規定がございまして、その中で、もし処理ができれば歳入としては非常に望ましい方向であるので、それを否定する気はないんですが、今申し上げたとおり、前処理にどのくらいのコストがかかるかで変わって参りますので、その辺も含めて検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長　質問があればこれを許します。

三瓶文博議員。

○9番（三瓶文博議員）　非常に前向きな、良い話だったと思います。

もう一つなんですけれども、あの施設ができるような状況の中で温水を発生しますよね。

温水利用というのは、今きがる湯さんに温水を供給しているというような状況があるんですけども、こういったものを農業の栽培の何かに使えるとかそういうものも同時に検証して、せっかくあのものが、例えば三春の活かせる財産だと私は思うんですね。そういった中で有効利用、そういったものを考えられないかと。

あとやっぱり、先ほどから同僚議員の方たちから北部のいろいろな話が出ていますよね。活性化のための云々という。あのエリアで盛り上げるような何かを仕掛けることも可能だと思うんですけども、そこら辺も含めて答弁お願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 余熱利用の件についてお答えいたします。結論から申し上げますと、かなり難しいかなというふうに思っております。というのは、ボイラーあるいは温水発生装置を使って熱を供給するということを計画しておったわけですが、実際トラブルが多くて、今は補助の灯油ボイラーで供給しているというのが…きがる湯にですね。実情であります。

あとは先ほど簡潔運転と申し上げましたけど、時々止まる運転ではお湯の供給にかなり支障が出るものですから、そういった部分ではかなり実現性が厳しいのかなというふうに思っております。それに代わる方法というのは正直難しいものですから、今のところは余熱利用は厳しいかなというふうな判断でございます。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、9番三瓶文博議員の質問を終結します。

○議長 5番山崎ふじ子議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子議員) 議長の許可を得ましたので、さきに通告しました2件について質問をいたします。

まず1件目、町内の案内板について伺います。中郷地区にはさまざまな案内板があり、乱立しているような場所もあれば、色褪せて車を運転しながらではほとんど読めなくなっているものがあります。

写真を撮ってきたのですが、これは三春の里に向かうところの春沢にある看板なんですけども、色が、字がなくなっています。こちらも白くなっていまして、文字が一部剥がれて浮いている状況です。これは、バイパスのミニストップを船引方面に10mぐらい行ったところにある案内板なんですけど、緑色と白っぽくなってしまっていて、私は読めますけど、遠くからいらした方は何が書いてあるか分からないような状況で、ほとんど解読できないような案内板になっております。また、三春駅への案内板がほとんどなく、三春駅を利用される観光客が分かりづらい状況となっております。

そこで、以下の3点について伺います。

①案内板の形態が何種類かあるようですが、どこが設置し、誰が管理を行っているのか伺います。

②案内板によっては案内の体をなしていないほど見づらくなっています。来春の桜のシーズンまでに直すべきと考えますが、いかがでしょうか。

③三春駅への案内板については、旧町内に増やす必要があるのではないかと思います。

いかがでしょうか。

以上３点について伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 お答えいたします。

三春ダムの完成やその周辺に公共施設や観光施設が整備されたことから、国・県や町によってさまざまな案内板が設置されておりますが、これらの案内板につきましては、国・県と町で協議を行い、統一的で分かりやすい案内板とするため計画を策定し、設置や修繕等を行ってきたところであります。

１点目の案内看板の種類につきましては、主に道路案内と観光案内がございます。国・県や町が設置し、それぞれが管理を行っております。

２点目の経年劣化により見えづらくなった看板の更新や修繕につきましては、現地調査等を行い、計画的に順次対応して参りたいと考えておりますが、看板の状況によっては早急に対応して参りたいと考えております。また、国・県の設置した看板につきましては、更新や修繕について、国・県の方に要望して参りたいと考えております。

３点目の三春駅への案内板の旧町内への設置につきましては、現在も何か所か三春駅を案内する看板が設置されておりますが、今後調査を行い、必要と思われる箇所については、設置について検討して参ります。町内の交通案内・観光案内の看板につきましては、アウトドア・アクティビティ施設の整備や広域的な案内誘導も踏まえ、来町者に対し、分かりやすく誘導できるよう整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○５番（山崎ふじ子議員） 町の案内板につきましては、修理方法が専門ではないのでよく分からないのですが、上から貼り付ける方法など簡単に直す方法もあるのかなと思いますが、１枚直すのに幾らぐらいの金額がかかりますか。

あともう１点、サインとかマークとか統一していないと、日本人の方はそれでも分かりやすいかと思うんですが、外国人の方に案内する場合はマークとか、そういったものがすごく分かりやすい表記となると思います。統一したものが計画されているのかどうか伺います。

もう１点、今の案内板はローマ字表記なんです。ちょっと時代遅れなのかなと思います。インバウンドを考えますと、せめて英語表記なのではないかなと思うんですが、近代的な観光地に見合った案内板、早急に整備しなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 １点目の修繕等の費用でございますけれども、看板の大きさ等に差がありますが、町で設置したものにつきましては１０万円から２０万円程度での修繕というか、上からの張り替えとか、そういったもので対応ができるかとは思いますが。

それからローマ字表記ということですが、道路案内標識につきましては、県の方の看板等もローマ字表記ということで統一されているかと思っておりますので、道路標識についてはそういう形になるかと思っておりますが、観光案内標識につきましては、町独自で設置するものについては英語表記もできるかと思っております。

イラスト的なものにつきましても、県の方との規制があればそちらに従わなくちゃいけな

いんですけれども、町のものであれば分かりやすい表記はしていければと思っております。
先ほど議員さんがお示しになった看板につきましては、多分国で設置したものでございまして、国の方に要望をしていくしかないと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番（山崎ふじ子議員） 国・県・町の看板とか乱立しているようなところもあれば、ひどい表記になっているところもありますので、来年の桜の時期、3月初めぐらいまでには早急に県とか国で改善してほしいということを申し出していただいて、来年の観光シーズンに間に合うように、ぜひ申入れをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 再度の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 看板の方を調査しまして、どこが管理か調べまして、管理元の方に要望はして参ります。ただ、確実にというふうには、私の方ではお答えできませんので、ご了承いただきたいと思います。

○議長 質問があれば、これを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

山崎ふじ子議員。

○5番（山崎ふじ子議員） 第2の質問をいたします。NHK「ヒューマニエンス」からの引用でございますが、85歳以上の方の死因の第1位は老衰です。いわゆる自然死です。

ちなみに、日本では100歳以上の方は9万人を超えているそうです。自然死を迎えるとき、食事を同じように食べ続けていても2～3年かけて徐々に体重が減ってまいります。食事や水などが口から何も取れなくなりますと、1～2週間ぐらいでお迎えが来ると言われています。亡くなるときには脳の中で脳内麻薬、エンドルフィンなどが分泌されまして、苦しみを和らげたり、多幸感を味わわせたりしているそうです。こういうことが分かってきております。死の間際が苦痛に苦しみ抜いて迎えることではないということが分かると、私たちは気持ちがとても楽になると思います。

また、80歳以上の方の2人に1人は、がんにかかると言われております。がんの治療も大変日進月歩で進んでおりまして、苦痛を取り除くさまざまな治療法があります。こういったことも、人生会議の中で専門家の方々から学ぶことができます。人生の最終段階における医療や介護について、前もって話し合う手順をアドバンス・ケア・プランニングと言い、略してACPと言います。日本では「人生会議」と愛称が付けられました。お手元にこういった資料を渡しましたので、ご覧になってください。

以下の点について、伺います。

①三春町の人口は何人ですか。そのうち65歳以上の方は何人ですか。また、65歳以上の一人暮らしの方は何人いらっしゃいますか。

②町民の平均寿命と健康寿命は、それぞれ何歳ですか。

③町では健康寿命を伸ばすためサロン活動に力を入れておりますが、サロンの数と参加者の数を教えてください。

④「人生会議」をサロン活動などに取り入れ、人生手帳の普及に努めてはどうかと思いますが、以上4点伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、第2の質問にお答えいたします。

三春町の人口ですが、今年10月1日時点で1万6,119名。うち65歳以上の高齢者は5,937名で、全体の36.8%を占めております。また、65歳以上の一人暮らしの高齢者は今年の1月時点で672名となっております。

次に、三春町民の平均寿命及び健康寿命についてですが、令和4年時点でのデータになりますけれども、平均寿命につきましては、男性が82.3歳、女性が87.6歳。健康寿命につきましては、男性が81.0歳、女性が85.2歳となっております。

次に、住民主体による通いの場、いわゆる「サロン」の数ですけれども、現在町内に61か所開設されており、延べ1,060余名の方が健康寿命を延ばすうえで重要な、住民同士の交流や健康づくり、生きがいづくりなどの活動に取り組んでおられます。

なお、このサロン活動に対する町の支援メニューとしまして、看護師や社会福祉士などの専門職派遣によります「人生会議」関連の講座も含まれており、これまでに11のサロンにおきまして、延べ230名の方が参加受講されております。

人生の最終段階における医療・介護のあり方ということにつきましては、本人の意思尊重が最も重要であり、全ての人に共通した重要課題でもありますので、今後も継続して「人生会議」という話し合いのプロセスの重要性や、「人生手帳」の必要性について周知して参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番（山崎ふじ子議員） 今、課長さんからすごい数字が出されたのお分かりでしょうか。三春町の平均寿命は、男性が全国平均からしますとプラス1歳長生きでいらっしゃいます。女性の方は0.5歳でちょっとなんですけれども。この健康寿命というのは、日常生活に制限がない期間のことを言います。健康寿命ですが、三春町では男性が81歳ということで、平均寿命から健康寿命を引いた期間が介護が必要な期間ということで、これを計算しますと、男性は1.3年という驚異的な、全国では9年近く男性は介護が必要なところなんです、三春町では1.3年というすばらしい数字ですね。

女性の場合は、三春町では2.4年です。このぐらいだと嬉しいんですけれども。全国は13年も女性の方は介護が必要な期間があるということで、これは絶対厚労省からインタビューが来るんじゃないかと思われる、すばらしい数字だと思います。哺乳類で老後と言われる期間があるのは人間だけなんです。サバンナで狩りをしていた太古の昔から、シニア世代が優秀で活躍している群れ、部族というか集団ですね。生き残ってこられたんですね。この三春町のデータだけでも、三春町は消滅する町ではなく、生き残る集団だと言えらると思います。充実したシニア時代を生き抜き、最後は自分の望む形で死を迎えられる。これを叶えることは、私をはじめ、皆さんが望んでいらっしゃることだと思います。

お配りした資料にありますように、命の危険が迫った状態になりますと、約70%の方が自分で医療やケアなどを決めたりする希望を伝えることができなくなります。自分で判断ができるうちに、終末期の迎え方を考えておくことは大変重要です。

それは、取りも直さず今をどう生きるかにつながっていくと思います。看取ってくれる人や医師に希望が伝わるように、人生手帳、お配りしたものの小さな方ですが、この人生手帳に自分の希望を書いておくということがとても大切だと思います。

特に一人暮らしの方は600人以上いらっしゃるということなのですが、一人暮らしの方が急な病気になりますと、この人生手帳が書かれていますと、周りの方はこれを見てご本人の意思を確認することができます。

終末期に人生を終えるときに自宅で過ごしたいと希望される方もいらっしゃると思いますが、往診してくださる開業医さんは町内にいらっしゃいますか伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 再質問にお答えいたします。

町内にいわゆる内科を標榜していらっしゃる医療機関につきましては、三春病院を含めて8医療機関ございます。うち訪問診療、往診を行っていただいている医療機関につきましては、三春病院を含めて7医療機関となっております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) 7医療機関もあるということで、とても三春町は恵まれていると思います。

先日、三春病院にお邪魔してきました。三春病院や星総合病院に人生会議プロジェクトチームがあります。「要請があれば町内どこへでも出張します」と確約をいただいております。

終末期を考える、すなわちどう生きるかを考えることです。必ず迎える死を考える機会が全町民に広がっていけば良いと思いますが、全町民に広げるというのはなかなか大変だと思いますが、こういった施策、いかが考えますか。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 お答えいたします。

11月30日が多分、人生会議の日ということで、NHKの番組なんかでも医療関係者で「人生会議を十分理解しているよ」という方の割合が46%で、一般の方は「人生会議というのを知らない」という方の割合が72%いらっしゃるということでした。多分、この取り組みが厚労省で始まって6年目になると思います。まだまだ周知が足りないというふうに考えております。

一方で、やっぱり生死に関わる問題ですので、なかなかデリケートな問題ということがあります。まだ、今話したくないし、考えたくもないという方も当然いらっしゃるって、そういった方に強制はちょっとできないのかなというふうな形の中で、ただ、やっぱり大切なことですので、今町の方で地域包括ケアシステムということで取り組みをさせてもらっています。

住み慣れた場所で自分らしく生きていくための仕組みづくりというふうな形かなと思っているんですけれども、地域包括ケアシステムの中にそういった考え、ACP、人生会議というようなもののプロセスとか考え方というものを織り込んでといいますか、ちょっと時間はかかるかもしれないんですけれども、そのような形で町としても周知して参りたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、5番山崎ふじ子議員の質問を終結します。

○議長 8番松村妙子議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○8番（松村妙子議員） さきに通告しました2件について質問させていただきます。

まず1件目、聴覚補助器等の積極的な活用支援について。

社会の高齢化の進行に伴い、難聴の方も年々増加しております。実際、高齢者が難聴になると人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、社会的に孤立する可能性も高くなると言われております。また、難聴になると耳から脳に伝達される情報量は極端に少なくなり、認知症発症のリスクが高まるとも言われております。

難聴対策として聴覚補助器の活用が有効であります。聴覚補助器には次のようなものがあります。1つには、マイクで収集した音を増幅して外耳道に送る気導補聴器。2つ目には、骨動聴力を活用する骨動補聴器。3つ目には、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導補聴器などがあります。

高齢化が進む中で、高齢者が社会の一員としていつまでも動き、働ける地域を築くために、聴力の低下した高齢者が自分に合った聴覚補助器を選択して適切に活用できる環境の整備は大変に重要であると思っております。

そこで、2点について質問をさせていただきます。

1点目、高齢者が聴覚補助器を適切に選択できる環境の整備についてお尋ねいたします。

2点目、聴覚補助器の購入費用の助成制度についてお尋ねいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、第1の質問にお答えいたします。

高齢者が聴覚補助器の購入など福祉サービスを適切に選択するためには、パンフレットなどの活用だけではなく、直接ご相談いただくということが重要であるというふうに考えてございます。

福祉会館の1階に「三春町地域包括支援センター」がございますが、こちらは高齢者の総合相談窓口となっております。介護・福祉・医療の専門スタッフが個別に相談対応しておりますので、ご活用いただければというふうに考えております。

次に、聴覚補助器購入の補助制度についてですが、障害者総合支援法に基づく「補装具費支給」という制度がございます。この制度は、聴覚障害の原因が病気やけが、または先天的な障害だけではなく、老化に伴う難聴も国の定める基準額を上限に9割の補助を受けることができます。

なお、申請には身体障害者手帳と医師の意見書などが必要となりますので、詳細は個別にご相談いただければというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○8番（松村妙子議員） 2点ほど質問させていただきます。

庁舎に来られた方で聴覚障害であったり、また高齢者で補聴器を付けて利用されていてもちょっと聞き取りづらいとか、そういう方に対しての対応はどのようにされているのか。1点です。

あともう1つは、聴覚障害手帳を取得している方は年齢別にどのぐらいの割合でいるかお

聞きいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 お答えいたします。

まず、窓口等においての難聴というか聞きづらい方についての対応というふうな形になるかと思うんですけれども、特に高齢の方につきましては、内耳にある聴覚の神経が衰えていらっしゃるということで、第一にちょっと大きな声で話をするということと、あとは脳内で言葉の区別をする能力というものもやっぱり老化に伴って衰えていますので、平易な日本語でゆっくり話すということでの対応が重要だということで、窓口の方でもそのような形で対応をさせていただいているということでございます。

あとは当然、プライバシーに関わる問題とかも窓口の相談ではありますので、そういった場合については個別に相談室等案内を申し上げて対応をさせていただいております。

あと、年代別の聴覚に障害がある方の障害者手帳になりますが、全部で88名の方がいらっしゃるんですけれども、64歳以下の方については全体の30%の方、26名ということで、65歳以上の高齢者の方が62名ですので、7割いらっしゃるというふうな形になっております。

併せて、高齢者の方がいわゆる福祉サービスを使って補聴器等を購入されている方の割合は約9割いらっしゃるという状況になっております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○8番（松村妙子議員） 1点目の答弁の中で、三春町の地域包括支援センターに総合相談窓口があるということなんですけれども、お話を聞きに行ったら「相談に来られている方はほばいない」というようなお話でした。そういう窓口というのはあるわけですから、やっぱり高齢者の方が加齢とともに耳が聞こえなくなる、聞こえづらくなるというのは当然のことなのかなと、そこで諦めてしまっていると思うんですね。

ですけど、先ほどの答弁にもあるように、そういうことではなくて、国の基準に従って補助が出るということをもう少し周知していただいて、また聴覚補助器を必要とする方々への情報提供というのを住民の方に周知していくことはすごく大事なことでありと思いますが、その点についてどのように考えているのかお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 お答えいたします。

確かに地域包括支援センターといいますと、介護の窓口かなと思われる方がやっぱりどうしても多いのかなと思いますので、先ほども言いましたけれども、介護だけではなくて福祉関係、あと医療関係の専門スタッフもそろっていますので、その辺の周知といいますか、その辺をもうちょっと丁寧に工夫した形で皆さんの方に周知をして参りたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○8番（松村妙子議員） すみません。ちょっと聞き忘れました。先ほども言いましたが、

高齢の方でやっぱり耳が聞こえづらくなるということで、そういう方に直接相談に行っていて、その体制があっても分からないという、大体の方は聞こえづらいから補聴器をまず買いに行ってしまう。それも自分に合うか調整していただきながら使っていると思うんですが、まず相談に行く。相談に行ってもどういうふうに、まずは医療の耳鼻科に行って検査をしていただくとか、そういう体制をしっかりと分かっていれば、本当に自分に合った、また補助もつけられるような体制があるわけですから、そういうのをしっかりと周知していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 お答えいたします。

確かに補聴器といいましても、いわゆる集音器のような、これは医療機器ではありませんので、家電製品ですので電気屋さんとかでも手に入るということ。また値段も安価だというふうなことで、使っているとやっぱり雑音なんかも拾ってしまったりとかしてなかなか聞きづらいというふうな話なんかもお聞きしますし、あとはそれが耳に、聴覚に対して医学的に悪影響を及ぼすのではないかというふうなことの話もありますので、やっぱりきっちりした自分の耳に合った、先ほど気導、骨導、あとは軟骨導というふうなことで、その方の症状に合った形での補聴器を選ぶというのが一番大切ですので、それにはやっぱり医療機関でまずは自身の難聴の原因・特徴というものを診断いただいた上でというふうな形になってきますので、その辺も含めてそういった補聴器、「福祉サービスがありますよ」だけではなくて、その辺の購入の方法とか、そういったことも含めて周知をして参りたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

松村妙子議員。

○8番(松村妙子議員) 第2の質問に入らせていただきます。

「こども誰でも通園制度」の推進について。

令和6年6月5日、こども誰でも通園制度の創設を含む子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案が参議院本会議を通過し、可決・成立いたしました。

この制度は、親の就労の有無に関わらず保育所などを時間単位で柔軟に利用できる仕組みで、未就園児の親の育児負担の軽減や孤立化を防ぐのが目的であります。

こども家庭庁によると、令和3年度時点で0歳から2歳時の約6割にあたる146万人が未就園児とのことです。

こども家庭庁では、こうした家庭では親が自宅で子どもと向き合い続けて疲弊したり、誰にも悩みを打ち明けられなかったり、孤立した状態での育児に陥る可能性を指摘しております。

こうした問題は家庭内で起きるため、虐待や障害といった課題を抱えていて、発見が遅れがちになるのが特徴です。そうしたことから、こども誰でも通園制度を利用することで親がリフレッシュしたり、また保育士から助言を受けたりすることができ、孤立化の防止にもつながることがあります。

そこで、4点について質問いたします。

1点目、三春町の入園状況についてお聞きします。共働きの家庭では、既に保育園・認定こども園に入園させていると思います。幼児の人口は減少傾向にあると思いますが、3歳未満の人数と入園者数と入園率、3歳以上の人数と入園者数と入園率についてお尋ねいたします。

2点目、こども誰でも通園制度について、また、預けられる利用条件などについてお尋ねいたします。

3点目、従来から「一時預かり保育事業」がありますが、こども誰でも通園制度との違いについてお尋ねいたします。

4点目、国では令和8年度から全国展開を目指しています。三春町の導入の考え方についてお尋ねいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

大内子育て支援課長。

○子育て支援課長 第2の質問にお答えします。

まず保育所・幼稚園等の入園状況についてであります。令和6年4月1日現在で三春町に住民登録のある3歳未満児241名のうち49.8%にあたる120名が保育所等を利用しております。同じく、3歳以上児313名のうち99%にあたる310名が保育所・幼稚園等を利用している状況でございます。

2点目のこども誰でも通園制度の概要についてであります。本制度は現在、保育所等の施設を利用していない満3歳未満の子どもを対象に、保護者の就労等の要件を問わず施設等の利用ができる新たな通園制度となっております。国では、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化と令和8年度からの本格実施に向けた取組みを進めており、現在は全国の一部の自治体において試行的事業を実施しているところでございます。

なお、利用方法や利用条件などの詳細につきましては、現在実施されております試行的事業の実施状況等を踏まえ、決定される見込みとなっております。

3点目の「一時預かり事業」と「こども誰でも通園制度」の違いについてであります。対象年齢と事業の趣旨・目的の違いがございます。一時預かり事業は、保護者の子育てに係る負担を軽減するため、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった0～5歳児の子どもを対象に一時的な預かりを行う事業であるのに対し、こども誰でも通園制度は、保育所等に通っていない満3歳未満の未就園児に対し、良質な成育環境を提供することで、よりよい育ちを支えていくことを目的としております。

最後に、三春町の導入についての考え方ではありますが、本制度の実施にあたっては、受入れを行う施設及び現場の先生方の負担が大きくなろうと想定されます。今後、施設や先生方と意見交換を行い、想定される課題を整理した上で制度設計を行うなど、令和8年度からの実施に向け、取り組んで参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○8番（松村妙子議員） 本制度の導入にあたっては、親御さんにとっては大変に良いこと、喜ばれていることだと思いますが、保育現場においてはやはりかなり大きな負担になってくることが予想されます。これに対して、町としてはどのように想定していますか。その辺をお聞かせ願います。

○議長 当局の答弁を求めます。

大内子育て支援課長。

○子育て支援課長 質問にお答えします。

令和8年度から本格実施される本事業につきまして、三春町としては、まだ国の詳細が決定されていない中での判断ですのでなかなか難しいとはございますが、当然ながら保育所で預かる場合にしても保育士の配置基準等は満たしての運用となることは定かであると考えております。

定数から入所児童等の差、空き状況を利用して、この事業を運営していくことになろうかと思っておりますので、現場の先生方、先生の配置基準も満たしての運用となることから、先生方と、先ほども申し上げましたようにいろいろな意見交換を行い、できるだけ町民の方々のニーズを聞き取りながら応えられるよう取り組んで参りたいと考えてございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○8番（松村妙子議員） これは全国的にこれから始まることであると思いますが、それぞれの施設においては大きな課題が見えてくると思います。

県内でもモデル事業として始まっているところがあります。福島市では保健福祉センターというところでやったり、また白河市では今年の7月から実施されております。あと南会津町・郡山市については試行的に事業が行われているということでもあります。

三春町では令和8年からということで先ほども答弁にありましたが、試行的に始めるというお考えはあるのでしょうか。お聞かせ願います。

○議長 質問に対する答弁を求めます。

大内子育て支援課長。

○子育て支援課長 質問にお答えします。

今ほどの質問、令和7年度からの試行的な事業の取組みはどうかというご質問と受け止めさせていただきました。

三春町においてはこども園の開園も迎えておりまして、先生方が低年齢児の保育が久しぶりだということ、ほぼ初めての方の先生が多いということで、令和6年度については先生方の他施設等への研修等々も多く考えておりましたので、なかなかこども誰でも通園制度への試行的事業の取組みに手を挙げるのが難しかったというふうに想定しております。

令和7年度についても新たな施設が開園しますので、今のところ試行的事業に取り組むことは考えてございませんが、先程来申し上げますように、令和8年度本格実施に向けて重ね重ね保育士の現場の先生方、施設等との協議を詰めまして、町民の方々の要望に対応して参りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 以上で、8番松村妙子議員の質問を終結します。

ここで暫時休憩を入れます。おおむね5分間。

……………・ ・ 休 憩 ・ ・……………

（休憩 午後2時16分）

<休 憩>

(再開 午後2時23分)

..... ・ ・ 再 開 ・ ・

○議長 休憩前に引き続き再開いたします。

1 1 番橋本善一郎議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○1 1 番(橋本善一郎議員) ただいま、議長より許可を得ましたので、さきに通告しておきました質問1点、三春北部の振興策について質問いたします。

三春町の北部においても少子高齢化が進む中、少しでも交流人口、定住者を増やすことが必要だと考えます。この地は蛍が飛び交う自然豊かな農村地域であり、少子高齢化が進む中、子どもの育成環境も変わり、近くに子どもがいない、親同士の触れ合う場、交流する場がないなど新たな問題も発生しています。

私にも娘、それから孫がいるわけなんですけども「三春町に何が足りない」と聞いたら、やはり「親子でのんびり過ごす、遊べる場所がない」という回答が、2人とも郡山に住んでいるわけなんですけども、三春においては親子で触れ合う場がないという回答が返って参りました。

そこでですけども、山林の自然を活用した遊び場の提供を提案いたします。遊具等の設置をすれば、集客に役立つと思います。また、併せてキャンプ場が設営できれば、モンベル出店と併せ、県内外からの集客も期待できるのではないのでしょうか。

そこで、北部地域の振興策について、4点ほど質問させていただきます。

1点目なんですけども、北部地域から要望があるパークゴルフ、これは先ほど同僚議員が質問いたしましたけれども、また町民が憩える公園等の設置の考えがあるのか。

2点目。近年、山林・農地等に太陽光発電設備が設置されているわけなんですけれども、町ではどう対応しているのか。

3点目として、今後、住宅建設促進を図るためにも、北部地域にも上水道の整備が必要だと考えますが、計画はあるのかお伺いいたします。

最後に今、こまシェアの実証が行われていますが、これと沢石における「おでかけ支援隊」の今後の取組、活用はどう考えているのかお伺いいたします。

以上です。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 質問にお答えいたします。

1点目のパークゴルフ場などの整備についてですが、先の15番議員の質問でも答弁させていただいたとおり、沢石地区からパークゴルフ場の建設に係る要望が出されたところではありますが、場所も含め必要となる用地の確保、管理運営の方法、整備費用や管理費用の問題など、さまざまな課題が出てくることが想定され、また、要望内容についても詳細を把握していないため、具体的な検討を進める状況ではないものと考えております。

しかしながら、北部地域の活性化の観点からは、施設整備に限らずさまざまな活性化策を地域の方々と協議していくことは重要なものと考えているところでありまして、北部三地区連絡協議会やそれぞれのまちづくり協会との話し合いや意見交換などを行っていきたいと考えております。

2点目の太陽光発電についてですが、平成24年に「電気事業者による再生可能エネルギー

一電気の調達に関する特別措置法」が施行されて以来、全国的に太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの発電設備の導入が進み、福島県においては「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」を作成し、積極的な再生可能エネルギーの設備の導入を進めてきました。

しかしながら、近年、急速に導入が進んだ結果、各地で防災・環境・景観等の観点から多くのトラブルが発生しており、町では「美しいまちをつくる三春町景観条例太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン」を令和5年4月に策定しました。関係各課や各地区まちづくり協会と情報の共有・連携を図りながら、再生可能エネルギーの発電設備の計画・立案段階から、撤去・処分までの遵守すべき事項等を明示し、事業者に適正な取組みを求めるとともに、計画内容の確認を行うなど、トラブルの発生防止に努めております。

3点目の上水道の整備についてですが、現在の上水道の整備状況については、配水管が大字平沢字中地内、大字御祭字幅遠内地内、大字熊耳字古殿地内まで、それぞれ敷設されております。現在、北部地区においての大規模な土地開発計画については把握していないため、これ以上の配水管の延伸計画はございません。

4点目の「おでかけ応援隊・支援隊」についてですが、「おでかけ応援隊・支援隊」については、地域の支え合いの取組みの位置づけで実施されていますが、ご指摘のとおり、公共交通実証プロジェクトとして、「こまシェア」の実証運行や町営バスの乗降データの取得などの公共交通全体の見直しを進めている状況、また、一般ドライバーが自家用車で乗客を有償で運ぶ、ライドシェアの取組みが今後広まっていくことも想定される中で、「おでかけ応援隊・支援隊」についても、地区の意向を踏まえつつ必要な見直しを進めていきたいと考えてございます。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善一郎議員。

○11番（橋本善一郎議員） まず1点なんですけども、太陽光発電の敷地は宅地並みに課税されている話を聞いたんですが、これは事実でしょうか。

また、畑の中に約2mか3mの太陽光発電があるんですけども、あれは農地として課税されているのでしょうか。それともあれも宅地並みに課税が適用されているのでしょうか。お答えください。

○議長 当局の答弁を求めます。

今泉税務会計課長。

○税務会計課長 それでは、お答えいたします。

太陽光発電の土地の課税についてですが、基本的には太陽光発電が設置された土地につきましては、宅地並みの雑種地で評価をいたします。下で作物などを作れる状態の営農型といわれる太陽光発電の農地の評価につきましては、基本的には農地のままということになっております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善一郎議員。

○11番（橋本善一郎議員） 近年の太陽光発電の設置に関しまして、無理な急傾斜とか大規模な山林伐採が見受けられるんですけども、そういった大規模な開発、それから無理な急傾斜を活用して土砂災害が発生している箇所も中郷にはあるわけなんですけども、そういった規制策というのはあるのでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野建設課長。

○建設課長 質問にお答えいたします。

太陽光パネル自体の設置に関しましては、国の方が許可を持っていますので、その発電等に関しまして、市町村が権限は持っておりませんので、制約することは厳しくなっております。ただし、山の木の伐採ですとか、農地の開発に関しましてはそれぞれ個別の法制度が適用になりますので、それぞれ個別法に照らせ合わせて許可を受けるようになりますので、そちらでの制限をかけていくというのは可能になりますので、それぞれの農地法ですとか森林法、あるいは新たにできました宅地造成法等の中で規制をしていく形になるかと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善一郎議員。

○11番（橋本善一郎議員） 今後、ますます高齢化が進む中、農作業ができない、農地を手放すにも手放しようがないという形の中で、やはり太陽光発電はこれから浸透していくと思うんです。そういった場合に、事前に農家の方に「ここを開発すれば、宅地並みに課税がかかるんだよ」というような説明を、業者の方からお願いするというわけにはいかないのでしょうか。

後から「宅地並みに課税がかかりました」と町から通知が来て、「これは何だろう」というよりも、業者の方に例えば「山林を開発すれば、ここは雑種地として宅地並みの課税がかかりますよ」というような説明はなされないのでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野建設課長。

○建設課長 ご質問にお答えをいたします。

太陽光に関しましては、トラブルというのは幾つか三春町でも確認をされております。その中で、先ほど税務会計課長が答弁しましたように、税に関するトラブルなども若干聞こえてきておりますので、今、税務会計課と建設課の方で話し合いをしまして、ガイドラインの中で事業者の方に税に関する説明をきちっとするようという項目を入れられないかどうかという検討を進めておりますので、今後ガイドラインの中に入れるか、あるいは申請が上がったときの意見書として出すのか、そういう形の中で両方で協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 以上で、11番橋本善一郎議員の質問を終結します。

○議長 3番大内広信議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○3番（大内広信議員） それでは、事前通告に基づいて、2点の質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、岩江中学校部活動、町体育施設利用についてです。三春中学校の部活動は、一部町体育施設を使用して練習に励んでおります。屋外競技は時期にもよりますが、ナイターを使つての練習も可能です。

一方、岩江中学校は自校での練習になり、室内競技においては、お互い譲り合いながら活

動しております。屋外競技においても日没等の問題もあり、制限もあります。部活動の公平性を保すためにも岩江中の生徒にも三春中同様に、町体育施設を使用して練習をさせてあげることができないでしょうか。

また、岩江中にナイター設備を完備することで、部活動の活動はもとより、岩江地区の住民の健康推進や促進、消防団活動など幅広く活動できる利点があると思います。今後の見解をお聞かせください。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 ご質問にお答えします。

中学校の部活動は国・県の方針に従い、長くても平日2時間程度、学校休業日は3時間程度で実施しています。町内の中学校は日没時間を最大限考慮し、4月から10月は18時15分、11月から3月については17時30分を下校時刻としており、下校時刻の15分前までには部活動を終了することとしております。

このような部活動のあり方から、日没後が対象となる夜間照明については基本的に活用しておりませんが、冬期間については日没時間が早いことから、町の体育施設を利用している三春中学校については、30分から1時間程度、夜間照明を利用している状況であります。

夜間照明の使用は部活動の延長のために行っているものではなく、決められた部活動終了時刻の安全性の確保のためというふうに考えております。岩江中学校の部活動で町体育施設を利用することにつきましては可能かと考えておりますが、生徒の移動時間を考えた場合、生徒の負担や活動時間の短縮等の支障が生じると考えております。

なお、岩江中学校の照明設備については、現状を詳細に調査し、対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

大内広信議員。

○3番（大内広信議員） 今教育長の答弁からありましたとおり、4点再質問ございます。

まず1点目ですが、夜間照明の使用は部活動の延長のためではなく、決められた部活動終了時刻の安全性確保のためであると答弁されていまして。それであれば、岩江中学校の部活動後の下校時、生徒の安全性の確保はどのようにされていますでしょうか。

2点目ですが、ナイター照明については私も年間数回使っていますが、恐らくこの冬場の期間というのは、本来、原則使用禁止といいますが、多分12月ぐらいから4月いっぱいまではナイターが使えないと思うんですが、この期間も野球場やソフトテニスのナイターが使えるかどうか、お聞かせください。

3点目ですが、今回ナイターを使える経緯を教えてください。

4点目ですが、岩江中学校は練習環境がなかなか厳しいと把握しておりますので、スクールバスを導入して、中体連前であつたりとか新人戦前、大きな大会前に何とか子どもたちに三春町の施設を使って練習をさせてあげることができないかどうか。以上、4点お願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 再質問にお答えいたします。

まず、1点目の冬期間の岩江中学校についてはナイター照明がないということで、安全性が確保できるかというご質問だと思います。岩江中につきましては、暗くなり始めますと街

灯等がある、あるいは投光器がある。そういう設備を使いまして、安全性を確保しながら部活動の後片付け等を実施しているというふうに聞いております。限られた照明器具等による安全性の確保ということになりますけれども、その辺りは十分配慮しながら対応しているところ です。

それから2点目です。町営の野球場のナイター設備が冬期間使用可能かというご質問と 思います。これにつきましては、現在可能ということで、使用をしているということになっ ております。

それから3点目、三春中学校が野球場・テニスコートのナイター設備が使用できることにな った経緯ということです。こちらにつきましては、学校とそれから利用している生徒の保 護者、あるいは外部の講師の方等から「夜間照明があるのであれば、それを活用させてほし い」「できれば保護者負担をなるべく軽減できるようにできないか」ということで、学校、そ れから教育委員会の方にも要請がありまして、学校長の方からナイター使用について、部活 動の活動時間において危険性を回避するためということで、時間限定で活用できないかと いう要請がありまして、同意をしたということであり ます。

それから4点目の岩江中学校について、大会等の前にスクールバスが活用できないかとい うご質問です。こちらにつきましては、9月の議会におきましても答弁しておりますけれど も、先ほど教育長の答弁にもありましたとおり、どうしても部活動というものは、教育課程 外の学校の教育活動ではあるんですけれども、児童生徒の主体的・自発的な活動ということ で、学校の教育活動の中ではやはりまずは生徒の安全性、それから健康管理等を重視するこ とになっております。

そのためにスクールバスを導入して、貝山の運動公園まで岩江中の生徒を輸送するという ことになると、先ほどの答弁にもありましたけれども、移動の負担、それから活動時間の 短縮、下校時間というのは安全性、それから健康管理上必須ということになっております ので、どうしても部活動のためにスクールバスを活用するということはなかなか難しいの ではないかということで、現段階では考えていないということになっております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

大内広信議員。

○3番（大内広信議員） 教育長。私も現場で指導している側なので、照明が使えるとす ごく大きいことなんですよ。生徒の安全面の確保、それから練習終わりのときは車の量がす ごいんですよ。要は保護者の方の送迎車がすごくて、中学校の正面から出てくる生徒や体 育館から出てくる生徒も大勢いますので、三春中についてはこの照明が使えるというのはす ごく大きなことかな思うんですね。

ただ、先ほど教育課長の答弁があったように、中学校だけじゃなくて、町。例えば私たち のような野球をやっている人間とかソフトボールをやっている人間も同じように、この冬場 の期間というのは照明を使つての練習というのは可能なんではないでしょうか。そちらが1点。

それから、ナイター照明を中学校は原則無料ということで使っていると思うんですけれど も、そこに費用を考えた場合、岩江中からグラウンド・体育館までの移動距離もやはり人件 費はかかると思うんですね。スクールバスの人件費もかかるし、ナイターを使つても費用が かかると思うんですね。そうすると、やはり岩江中の生徒たちにも、スポットでもいいので、 何とか町施設を使つての練習をさせてあげることにはできないのでしょうか。というのも、1回 やってみて、そこに対して人件費がどのくらいかかるのか、あとは生徒の考えとか顧問の先

生の負担、それから保護者の負担があれば、それはもう1回検討する余地はあると思うんですが、まずは一度、岩江中の生徒たちを中体連前の大事な時期に、町の施設を使って思いきり自分たちの部活動に打ち込んでもらいたいと思うんですが、その辺りどうでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 夜間照明、そして町の施設の効果的な使い方の件、2点の再質問だということでお伺いしてお答えいたします。

まず、2点目の町施設を有効に使うために何か考えはないかということですが、まず大原則は、部活の時間は際限なくできるものではなくて、決められた時間の中で行っているということでございます。その中で「効果的な練習が可能だから、ぜひ町の施設を使わせてほしい」と学校の方から要請があった場合は、それはしっかり考えて参りたいと考えております。

それから照明施設の使用につきましては、繰り返しではありますが、あくまで安全確保のための使用ということなので、照明施設があるから時間を延長して使えるというような考え方ではなく、安全対策のためにお金を使わせていただいているということで、お答え申し上げたいと思います。

○議長 鳴原生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

照明施設に係るご質問ですけれども、まず中学校につきましては、基本的には有料で使っていただいたものでございます。

今回減免という形で、使用料については減免をしているという前提でございます。ほかの町民の方がご使用になる場合につきましては、特に減免というものはございませんので、全額支払っていただくという方法でご利用いただきたいと考えております。

冬期間についても特に制限するものではないというふうに認識しております。

○議長 質問があればこれを許します。

大内広信議員。

○3番（大内広信議員） 私の質問が分かりづらくてすみません。ということは、中学校の部活動以外に私たち町民、一般の方も申請すれば、この冬場の期間であってもナイターは使えるということでよろしかったでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 大変失礼しました。使えるということでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

（ございませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

大内広信議員。

○3番（大内広信議員） それでは、第2の質問に移ります。体育館空調設備の完備についてです。

当町に災害が生じた場合、体育館が避難場所として利用されます。災害時の備えとして空調設備の設置が必要ではないでしょうか。また、体育館でのスポーツ活動において、空調設備を設置することで、熱中症のリスクを下げることができます。命を守る観点からも必要性・重要性が高いと感じます。町の見解をお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 第2の質問にお答えいたします。

お質しのとおり、体育館においては災害時の避難施設として位置づけられており、近年の猛暑などにより、避難施設における環境整備として空調施設整備の必要性につきましては認識しているところであります。

また、本来の体育施設としての使用時にも同様に、熱中症対策をはじめ、快適なスポーツ環境を提供するため、空調設備の導入は有効であると考えておりますので、整備に係る工事費やランニングコスト、そしてその財源などを調査するなどして、検討して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

大内広信議員。

○3番(大内広信議員) 夏場の体育館利用ですが、今年7月ぐらいですかね、スポーツ少年団の大会がありまして、私も応援と現場視察ということで行ってきましたが、子どもたち5～6名が倒れて、保護者の方が水分を与えたり、うちわであおいでいました。やはり外と違って、屋内の競技はどうしても風を入れられないような競技もあると思うんですね。風によって、どうしても勝敗が左右されることもありますので。屋外と違って、熱中症の子どもが多くなるというのは承知の上だと思うんですが、やはり町としても、6～9月ぐらいの4か月においては、再度、主催者側の方にそういった熱中症対策のお願いをしてもらいたいなと思いますし、また、実際に体育館に空調設備を備えることによって、もしかすると多くの町民の方の命を救う可能性もあるかと思います。近隣地区で、実際に体育館に空調設備があるところも調査をしてもらいたいなと思っておりますが、この辺どうでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

鳴原生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

まず、第1点。各種スポーツ少年団などの大会において、熱中症対策を主催者側にお願いできないかというご質問だと思います。こちらにつきましては、主催者側と接触する機会があれば、そのように熱中症対策、その他安全管理についてお願いしたいというふうに思います。

続きまして、空調設備につきましては、先ほどの答弁のとおりになりますが、整備に係る工事費・ランニングコストなど、また財源等を調査するなどして、今後検討して参りたいということになります。繰り返しの答弁で申し訳ありませんが、そのように考えます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ごさいませんの声あり)

○議長 以上で、3番大内広信議員の質問を終結します。

○議長 1番影山孝男議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○1番(影山孝男議員) 議長の許可により、先に通告した質問を行います。

まず初めに、「こまシェア」の利用状況についてです。三春町公共交通実証プロジェクトで、定額制乗り合いタクシー、「こまシェア」が実証運転されます。11月1日から開始されてお

ります。11月21日から10月31日までは試験運行もされておりました。約1か月以上が経過しましたが、この間の各実績について伺いたいと思います。

1点目、利用登録者数。これは対象者種別、それから地区別の内訳となります。

2点目、利用回数。運行エリアが2つありますので、そちらの内訳です。

3点目、利用者の目的または感想等について、把握している分をお願いします。

4点目、苦情・問題点などがあればどのようなことがあったのか。

5点目、実証運行期間終了後の実施計画についてお伺いします。

最後になります。町営バスの運行の見直しは行うのか。

以上、6点についてお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

「こまシェア」については、国の補助金を活用した「三春町公共交通実証プロジェクト」の取組みの一つで、高齢者等の新たな移動手段として「月1万円の定額乗り放題タクシー」を11月1日から町内のタクシー事業者等と連携して実証運行に取り組んでおります。

1点目の利用登録者数は、11月末現在で2名のお申込みをいただいております。内訳については、三春地区1名、中妻地区1名で、いずれも高齢者の方となります。また、お試し利用も4名の方に利用いただき、うち2名が申込みに至ったものです。

2点目の利用回数については、試験運行の10月21日から11月30日までで、延べ17回運行し、そのうち申込みをいただいている方の運行は9回、無料お試し運行が8回でありました。内訳としては、町中の運行が10回、北部エリアの運行が7回となっております。

3点目の利用者の目的については、お試し利用も含めて通院・買い物がほとんどとなっております。申込みをされている方からは、「目的地まで直接行けるので助かっている」「せっかくだからより外出してみたい」などの感想をいただいております。

4点目の苦情については特にございませんが、利用されている方からは「運行時間が限定されているため、目的が済んだ後の帰りの時間が合わずに不便である」との意見をいただいております。また、「月1万円という金額が少し高く感じることから、利用申込みには至らない」などの意見も伺っております。

5点目の実証運行期間終了後については、今回の実証期間中に利用された方の意見などを基に、タクシー事業者等と運行方法を見直したうえで事業を継続していきたいと考えております。そのためには、まずは多くの方にご利用いただくことが重要となりますので、12月・1月には各地区のサロンや各種団体等へ訪問して説明を行うなどの積極的な周知と、今回乗り換えポイントとなる役場周辺の公共施設等での交流の場や小さなイベントなどを実施し、開催場所まで「こまシェア」を実際に利用していただき、アンケートや意見交換など実施して参りたいと考えております。

また、今回はほかの地域の事例を基に「ひとり月1万円」という料金設定をしておりますが、利用申込者が2名にとどまっていることや、説明の際の皆様のご意見などから、三春町にはあまりなじまないことをこの1か月で認識いたしました。周知不足ということもありますが、今後は時刻表の見直しに加え、少人数グループでの定額利用の検討や、利用回数に応じた月額料金の設定など、より利用しやすい仕組みづくりに努めて参りたいと考えております。

6点目の町営バスの見直しについてですが、今回取り組んでいる三春町公共交通実証プロ

ジェクトにおいて、町営バスの乗降データ取得も行っております。1月末までに取得するデータや実際に乗車して実施する乗降調査などの結果を基に、来年10月を目標に見直しを進めております。

具体的には、乗車率が低い路線の廃止を検討し、町営バス全体のスリム化を図る予定であります。廃止とする路線については実際に利用される方の意見を聞きながら慎重に判断していき、廃止する場合は「こまシェア」や地域の移動支援などで現在利用されている方が困らないように進めて参ります。

併せて、民間路線バスである三春線・船引線の見直しや、県道須賀川三春線をルートとする新規路線の検討も行っており、総合的に三春町の公共交通体系の見直しを図って参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

影山孝男議員。

○1番（影山孝男議員） 実績が2名ということで大変残念な感じがするんですが、こういったことは予想されていたんでしょうかというのが、ちょっと疑問になるところがあります。

それで、PRの不足という部分もあったかとは思いますが、この期間中でも1週間のお試しの無料の乗り放題もできるというような案内もあります。そういった部分が前面に出ていなかったのかなという感じがしますが、いろいろこれからPRの方を改善していくということになっているので、その辺はもっとPRに努めて、あと各地区、サロン等の利用とかに行き行ってやっていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

あと、1万円の根拠なんですけども、通常の自動車を保有していれば、車両代、ガソリン代、それから点検・車検代、保険代などを含めて、平均的に月3万円がかかると言われております。その中で、1万円の料金の設定だということなんですけど、これが高いか安いかわかるのは、その人にもよるかとは思いますが、例えばタクシー料金ですね。福島県ですと、大体平均的に5kmまでだと2,110円だそうです。それから10kmまでだと3,910円。この5kmの場面では2,110円、往復すれば4,000円になる。3回乗れば大体元は取れるというような計算になるんですが、そういった料金の比較的なものも検討してはいいのかなと思います。

それから、近隣の市町村でのデマンドタクシーの実績なんですけど、近隣でいきますと田村市ですね。昨年の4月から「田村らくらくタクシー」というのが運行されているようです。これについては対象者が全然制限がないんですね。三春の場面ですと、65歳以上の高齢者、あと視覚障害者、妊婦のこの3人が対象というような形で行っています。この辺の制限もちょっと厳しい部分があるのかなと思います。

あと事前登録の方法は、田村市では不要。料金の方については、その都度、金額的には500円から800円ぐらい。現金払いというような形。三春では1ヶ月の定額というような中身の変更もありますので。あと区域については、田村市では小野町も含んだ形で運行がされています。広域連携の形を取っているのかちょっと分かりませんがそういった部分がありますので、その辺も考慮して、あと三春に当てはめれば磐越東線沿いのエリアで要田が田村市なんですけどOK、あと舞木駅も郡山市なんですけど、そこまではOK、ただ岩江地区であるとか中妻地区に限れば生活圏がほとんど郡山というような部分もありますので、できたら郡山駅の東口まで行ければ、相当利用者は多くなるのかなと思います。

ただ、難しい面はあるかとは思いますが、そういった部分で検討していただければ利用者は増えるんじゃないかと思うので、その辺の検討をお願いしたいと思います。

あと、最後になりますけれども、町営バスの運行の見直しの関係です。先ほど町長から最

後に言われましたけれども、町営バスの見直しは行う。それであと民間路線バス、福島交通ですね。これの三春線・船引線の見直し、それから県道須賀川三春線をルートとする新規路線の検討も行うというような形になっていましたので、これらはどのようなコースなのか、具体的な部分を教えていただければと思います。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 まず、たくさん質問をいただきましたので、全体の概要的なものを答弁させていただきます。不足している部分については担当課長より補足をさせていただきます。

まず、1つ目のPR不足だったのではないかなということであります。答弁で申し上げたとおり、反省してございます。お試し無料の制度とか、そういった周知を今後とも図っていくということに変わりはございません。

2つ目の1万円の根拠ということで、確かに統計的には自家用車・所有車は月3万円程度払っているということになると、それから比べれば安いということなんですが、タクシーに換算すれば1往復あたり4,000円から6,000円ぐらいで来れるのではないかと。あと回数にもよりますので、実際の状況に合わせての柔軟な運用というのが必要だというのは、先ほどの答弁の中でも申し上げさせていただきました。

あと、近隣デマンドタクシーの実績で、田村市についてはちょっと手元にございませんで、もし担当課長の方で分かれば後ほど答弁をさせていただきます。

あと、運行範囲については、やはり運行上の規程等細々とございますので、その規程等に抵触しない限り制限なしで運行はできるんですが、その辺については田村市・小野町の事情、今ここでは判断できませんので、その辺は規程に則ってというふうなご返答となります。

あと、使いにくいということで、事前登録があったり面倒くさいということだと思います。しかも500円で行けるのではないかなということなんですが、これもそれぞれの自治体の事情がございまして、やはり三春町では継続するためには受益者負担というの也要えなければいけないというふうに思っております。全て町持ちになりますと町営バスの赤字運行の二の舞になりますので、適切な受益者負担ということを考えますと、ある程度の負担はしてほしい、そういうふうに思っております。

運行区間、舞木駅・要田駅ということについては、前向きにちょっと検討してみたいと思いますが、詳細については後ほどの回答となります。

あと、町営バスの運行見直しについてですが、以前から「空気バス」というふうに言われておりましたので、そういうところは利用者の声を聞きながら廃止の方向ということは先ほどの答弁のとおりでございます。幹線系統に絞っていくというのが基本的な方針でございます。

あと、福島交通のバス路線の見直しですが、新聞などでも報道されておりますので重複しますが、郡山から三春を通して船引に行く路線のうち、郡山・三春までで打ち切って、そこから先、船引までは行かないということが、三春線・船引線の見直しということになります。

もう1つ、県道須賀川三春線をルートとする新規路線というのは、ある程度の年齢の方だと、昔、斎藤経由郡山行きというバスが運行していたことを記憶の方も多いかと思います。ほぼ路線はそれに重なりますので、その路線について収支などの検討を今進めていると、そういう内容になります。

以上でございます。

○議長 関連答弁を。

佐久間住民課長。

○住民課長 関連でお答えいたします。

まず、1点目のPR不足につきましては、先ほど町長からの答弁ありましたとおり、周知不足についてはサロン等で細やかに説明をして意見等を伺っていきたいと考えてございます。

あと、田村市のらくらくタクシーの実績でございますが、申し訳ございませんが、私の方では現在把握してはございません。

あと、町外への運行の点でございますが、こちらにつきましては他の市町村との、あとは他の交通事業者等、商工会等の調整が必要になりますので、今後エリア拡大に向けて検討は進めていきたいと考えてございます。

なお、今回の取組みにつきましては、舞木駅と要田駅の方に運行は可能としてございます。以上になります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

影山孝男議員。

○1番(影山孝男議員) 続いて、第2の質問に入ります。

災害発生時の安否確認についてです。

最近、地震・豪雨等が頻繁に発生し、被災する報道を目にすることが多くなってきました。そこで、初期段階の情報収集で大切な安否確認を役場職員・議会・行政区長・自主防災会役員・消防団・まちづくり協会長・学校等では、どのようなとき、どのような方法・手段で行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 第2の質問にお答えいたします。

町では、災害発生時の行動計画を定めた「三春町地域防災計画」に基づきまして、関係機関と連携し各種災害対応に当たっております。

豪雨等による水害や土砂災害に対しましては、「三春町タイムライン」、いわゆる防災行動計画を策定しております。気象情報や災害発生のおそれの高まりに応じ、警戒レベルを1から5までの5段階に分け、警戒レベルに応じた情報提供を行うとともに、迅速な対応を図るための体制を整えております。

地震に対しましては、震度5弱以上の地震が発生した場合は町災害対策本部を設置し、各種災害対応にあたることとなりますが、震度4以下であっても職員による注意体制や警戒体制を配備し情報収集するものとしております。

災害発生時の初動体制として、町は災害対策本部の設置や災害情報の収集・伝達及び関係機関との連携。消防団は地区被害状況の確認、初期消火、避難誘導の実施。行政区や自主防災会は地区対策本部の設置や地域内の安否確認、応急手当の実施。民生委員や地区の団体については、安否確認や炊き出しなど、関係機関が一体となり対応することとしております。

安否確認や災害の状況確認の方法につきましては、町職員は方部ごとに体制を組み、公用車での巡回による現場確認を実施し、携帯電話やLINE、ロゴチャットによる報告を行います。消防団は各分団ごとに巡回し、無線及びLINEによる報告を行います。

各小中学校の児童・生徒及びその保護者にあつては、学校との連絡は連絡アプリ「リーバー」を使用しております。また、行政区や自主防災会にあつては、地区内の巡回や連絡網を活用した電話連絡等により安否確認を行います。

災害発生時における安否確認等は、関係機関をはじめ住民全体の連携が大切となります。町民の皆様におかれましても、各戸に配付しましたハザードマップ等を活用した家族間での避難計画の共有や備蓄品の準備、隣近所での声かけや連絡網の確認など、平時からの対策をよろしくお願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

影山孝男議員。

○1番（影山孝男議員） 回答ありがとうございました。

災害が起きた際、安否確認するのはほとんど民間の企業では最初にやる中身で、役場の職員であるとか議員とかについては、実際に非常参集して、そこで指示をするような役割があるかと思うんです。

その中で、行政の区長さんとかについては、いろんなやり方があるかとは思いますが、各地区の自主防災会の手順に従ってやっているかとは思いますが、町との情報交換のためには、例えばタブレットを貸与するようなことができるかどうかを確認したいと思います。予算等があるので単純にはできないとは思いますが、行政の長である区長さんには、そういった部分の情報・連携体制を強化するためには必要かと思いますのでご検討いただきたいと思います。

それから、地域の防災を高めるためには自助・共助・公助が必要です。その中で地域に住む要配慮者への安否確認。これらについてはどのような対応をして支援をしているのか確認したいと思います。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 再質問にお答えいたします。

1点目の行政区長などにタブレットを配付できないかというお質しでございますが、なかなか財政的にも厳しい状況がございまして、現在は想定してございませんが、電話以外の連絡手段として町LINE、そういったものをご活用していただければなというふうに考えてございます。

それから2点目の障がい者や高齢者など、いわゆる避難が難しい方に対する対応でございますけれども、災害時に自ら避難することが困難な障害をお持ちの方、それから高齢者など、いわゆる避難行動要支援者の名簿を作成してございまして、これに基づきまして自主防災会、それから消防団、民生委員の皆さんと連携し、安否確認・避難支援を行ってございます。

また、これらの取組みを迅速かつ実効性のあるものにするために、事前に要支援者一人一人に安否確認、それから避難支援を行う方を明記しました個別避難計画を作成しております。これは各地区ごとに作成しているものでございまして、現在、町内8地区で作成してございます。

町では、引き続き町民の皆様のご協力をいただきながら、この計画の策定を進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、1 番影山孝男議員の質問を終結します。

……………・・ 散会宣言 ・・……………

○議長 これにて、一般質問を終結します。

以上で、本日の日程は全て終了しましたので、散会いたします。ご苦労様でした。

(午後 3 時 2 4 分)

令和6年12月6日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 影 山 孝 男	2 番 三 瓶 一 壽	3 番 大 内 広 信
5 番 山 崎 ふじ子	6 番 石 井 一 正	7 番 小 林 孝
8 番 松 村 妙 子	9 番 三 瓶 文 博	10 番 篠 崎 聡
11 番 橋 本 善一郎	12 番 佐久間 正 俊	13 番 影 山 常 光
15 番 鈴 木 利 一	16 番 影 山 初 吉	

2 欠席議員は次のとおりである。

4 番 佐 藤 弘	14 番 遠 藤 亮 子
-----------	--------------

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 荒井 公秀	書記 橋本 和宜
	書記 佐藤 祐梨子

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	伊 藤 朗

総 務 課 長	宮 本 久 功	財 務 課 長	菊 田 誠 子
企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳	住 民 課 長	佐久間 島 宏
税 務 会 計 課 長	今 泉 喜 徳	保 健 福 祉 課 長	影 山 清 夫
子 育 て 支 援 課 長	大 内 広 三	産 業 課 長	遠 藤 晃
建 設 課 長	新 野 恭 朗	企 業 局 長	伊 藤 晴 之
教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	藤 井 康
生 涯 学 習 課 長	鳴 原 健 二		

農 業 委 員 会 会 長	橋 本 正 亀
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	鈴 木 輝 夫
-------------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和6年12月6日（金曜日） 午後2時00分開議

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 付託議案の委員長報告及び委員長報告に対する質疑
- 第 3 議案第54号 小学校教師用教科書・指導書等買入れの追認について
- 第 4 議案第55号 町道路線の認定について
- 第 5 議案第56号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 6 議案第57号 三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第58号 三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の

- 提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 5 9 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 6 0 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 0 議案第 6 1 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 1 議案第 6 2 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 2 議案第 6 3 号 三春の里農業公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 3 議案第 6 4 号 令和 6 年度三春町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 第 1 4 議案第 6 5 号 令和 6 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 5 議案第 6 6 号 令和 6 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 6 議案第 6 7 号 令和 6 年度三春町病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 6 会議次第は次のとおりである。

（開議 午後 2 時 0 0 分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 ご苦労様です。

ただ今出席している議員は 1 4 名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載したとおりでございます。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第 1、諸般の報告を行います。地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は掲載してある届出の写しのとおりであります。

…………… 付託議案の委員長報告及び委員長報告に対する質疑 ……………

○議長 日程第 2、付託議案の委員長報告並びに質疑を行います。

付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、1 2 月 2 日に日程設定を行い、1 2 月 4 日及び 6 日に第 1 委員会室において開会しました。

議案第 5 6 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 5 7 号 三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 8 号 三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 9 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 0 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上7案について、総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

経済常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、12月2日に日程設定を行い、12月4日及び6日に第4委員会室において開会しました。また、12月4日には現地調査を行いました。

議案第55号 町道路線の認定について

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号 三春の里農業公園条例の一部を改正する条例の制定について

産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会からの報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で経済建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、12月2日に日程設定を行い、12月4日及び6日に第3委員会室において開会しました。また、12月4日には現地調査を行いました。

議案第54号 小学校教師用教科書・指導書等買入れの追認について

教育課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、「条例の規定に基づく議決案件の適正な事務執行と、決裁権者によるチェック機能が適切に果たされるよう留意すべき」との意見を付し、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

…………… 討論及び採決 ……………

○議長 日程第3、議案第54号「小学校教師用教科書・指導書等買入れの追認について」を

議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第55号「町道路線の認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第56号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第57号「三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第58号「三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第59号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第60号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第61号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第62号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第63号「三春の里農業公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(議長の声あり)

○議長 討論の申出がありますので、これより討論を行います。

委員長の報告は可決です。

したがって、まず、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

2番三瓶一壽議員。

○2番(三瓶一壽議員) 議案第63号「三春の里農業公園条例の一部を改正する条例の制定について」、反対の意見を申し上げます。

反対理由としましては、当該条例は三春ダム・さくら湖が多目的ダムとして運用を開始する1998(平成10)年に向けてダム周辺の良い自然環境維持・管理、また、周辺集落・農村等の活性化や農業振興、そして、古来より営々と続けられてきましたマチとムラの交流を継承させ続けるための一つの目的として制定されたものと理解しております。

つまり、この条例の目的は、ここに計画される箱物(施設)を扱うものではなく、エリア。条例で言いますと、第2条・第5条、指定管理者が行う業務の管理運営を定義づけていることは明確に読み取れると思います。

しかしながら、議案第63号は、三春の里農業公園条例の一部を改正する目的から大きく変更されて、条例そのものの改正になっていると思います。

つまり、元条例は公園、エリアを定義づけているのに対して、今般の改正では主たる目的が施設、つまり建物の管理運営について言及されております。そして、ここに都市と農村の交流及び体験型の屋外活動を付加したに過ぎないと思います。

もともとの条例の意図からして、農業公園を交流体験施設に変えることは、本来の意図することには馴染まないと思います。なので反対します。

以上です。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

13番影山常光議員。

○13番(影山常光議員) それでは、議案第63号「三春の里農業公園条例の一部を改正する条

例の制定について」。

経済建設常任委員会で多数決により採決、賛成されたものであります。賛成の立場から討論させていただきます。

まず委員会としての審議経過の中で、私は冒頭、この条例の及ぶエリアについての確認をいたしました。その中で、先般全員協議会で示された図面をベースに話をしたわけですが、条例の及ぶ範囲については施設一帯であるということの確認をしたわけでございます。

そして目的・名称の変更について、町として上程する中での検討経過についてお聞きしました。関係課で協議をして、これまで「農業公園」という名称でだったのですが、どのような名称が良いかという協議をし、農業公園も含めて交流人口や体験施設もあるということで、田園生活館・農業体験等も含めて「交流体験施設」という名称にしたという話で、全庁的に十分な検討が尽くされた中で上程されたのであろうという判断をしたわけでございます。

そして、今までいろいろな経過がございました。三春ダム周辺整備計画や工芸村構想といった、三春ダムを中心にしたかなり広い地域を活性化させるための構想はいろいろあったわけですが、この条例制定については、地域の中で最上位の条例なんだということを理解しておかなければいけないと。そういうことの中で、設置目的について混乱を招かないような審議をしたわけでございます。

整備構想の中で、マチとムラの交流とか豊かな生活を感じる施設ということで、施設整備が進められてきた経緯があるかというようなことも含めて、条例改正の意図を確認したわけでございます。

先ほど、2番議員の反対意見で「施設とは箱物、建築物だ」というお話がございましたけれども、それは確かに狭義においてはそのように言われますけれども、施設という表現については、公共施設や学校施設、道路施設、河川施設含めて広い意味で解釈して良いのではないかなというようなことも考えたわけでございます。

その中で、計画と名称、エリアというものをお聞きしたわけですが、もう一度申し上げますが、このエリアにおいて最上位の計画だということを確認した。やはりそのような形で進めていかないと。来春に完成を待つ、そのような形で一部の施設もある中で、詳細については規則で定めるという答弁もいただいたわけでございます。「ここで話を大きくするだけになってしまう」ということも意見として申し上げたわけですが、

以上、そのような審議経過の中で、経済建設常任委員会としては賛成の立場を取ったわけでございます。

以上について、皆さんのご賛同をお願いします。

○議長　ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　ないようですので、以上で討論を終わります。

これより、議案第63号を採決いたします。

議案第63号については、起立による採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立12名）

○議長　起立多数であり、よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第64号「令和6年度三春町一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第65号「令和6年度三春町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第66号「令和6年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第66号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第67号「令和6年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第67号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 町長挨拶 ……………

○議長 本定例会12月会議に付された事件は、すべて終了しました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

坂本町長。

○町長 ただいま全議案可決いただきまして、ありがとうございます。また、先ほどの委員長報

告の中にありました付帯意見につきましては、厳重に受けとめ、正確な事務処理に努めて参ります。大変ご迷惑をおかけいたしました。申し訳ありません。

さて、今年を振り返ってみますと橋本勝也選手の大活躍という明るい話題がありましたが、実は昨日、JA福島さくらさんがおいでになりまして、今年のピーマンの様子についての報告を受けたところであります。今までにない好成績だったということで、非常に明るい話題でありました。

ただ、一方ではベテランの農家さんが高齢化のために耕作を諦めていくといった影の部分もございました。そしてまたさらには若い新規参入、また就農して間もない方たちがこれでやる気を大いに出して、新しく法人化・集団化を進めていこうという兆しもあるというふうな光と影入り交じった報告を受けたわけですが、これからの高齢化社会、そして農業経営者の高齢化の中では明るい材料だというふうに受けとめております。

まだまだ小さな光ではありますが、こういったものをどんどん伸ばして、今抱えている農業問題の解決の一助になればということで、町も努力して参りたいと思います。

今年もまもなく終わります。今年の予想によりますと、大変寒い冬になるということでもあります。議員の皆さまにおかれましては、どうぞご自愛のうえ、健やかに新年をお迎えくださいますようお願いまして、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございます。

..... ● 散会宣言 ●

○議長 これをもって、令和6年三春町議会定例会12月会議を散会します。ご苦勞様でした。
(閉会 午後 2時31分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年12月6日

福島県田村郡三春町議会

議 長 影 山 初 吉

署 名 議 員 小 林 孝

署 名 議 員 松 村 妙 子

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第 5 4 号	小学校教師用教科書・指導書等買入れの追認について	全 員	原案可決
議案第 5 5 号	町道路線の認定について	全 員	原案可決
議案第 5 6 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 5 7 号	三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 5 8 号	三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 5 9 号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 6 0 号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 6 1 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 6 2 号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 6 3 号	三春の里農業公園条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 6 4 号	令和 6 年度三春町一般会計補正予算（第 6 号）について	全 員	原案可決
議案第 6 5 号	令和 6 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	全 員	原案可決
議案第 6 6 号	令和 6 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 2 号）について	全 員	原案可決
議案第 6 7 号	令和 6 年度三春町病院事業会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決